

ひたちなか市障害者プラン

第3期計画

【2019年度～2026年度】

ひたちなか市障害福祉計画[第5期]

ひたちなか市障害児福祉計画[第1期]

ひたちなか市

はじめに

本市では、平成11年3月に障害者プランを、平成21年3月には障害者プラン第2期計画を策定し、「地域での共生」の基本理念のもと障害者施策を推進してまいりました。

この間、障害福祉制度は大きな転換期を迎え、障害のある方の暮らしも大きく変化してきました。

市は、障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス費の支給や地域生活支援事業など支援施策の円滑な実施に努めるとともに、障害のある方のさまざまなニーズを踏まえたケアマネジメントを行いながら本人に合ったサービスを提供する相談支援体制の確立や生活環境の整備などの障害福祉施策を推進してまいりました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、生活のあらゆる場面で障害を理由とする差別をなくし、合理的配慮の提供に向けて努力することが求められています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、障害のある方を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、「みんなでつくる地域で共に生きるまち」を基本理念とするひたちなか市障害者プラン第3期計画を策定しました。今後は、このプランに基づき、障害の有無にかかわらず市内で生活する全ての人が力を合わせて共に支え合い、関わり合いながら安心して暮らせる社会の実現を目指す取り組みを進めてまいります。

本計画の推進にあたりましては、福祉関係者やボランティア活動でご活躍いただいている方々をはじめとした市民の皆様、地域で活動されている団体、企業など様々な分野の方々との連携、協働による取り組みが重要であると考えております。今後も皆様のより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました「ひたちなか市障害者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に深く感謝申し上げます。



平成31年3月

ひたちなか市長 大谷 明

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 障害のある方を取り巻く現状.....	4
1 障害のある方の現状.....	4
(1) 身体障害のある方の状況.....	4
(2) 知的障害のある方の状況.....	6
(3) 精神障害のある方の状況.....	6
(4) 自立支援医療（精神通院）利用者の状況.....	7
(5) 難病患者の状況.....	8
(6) 障害支援区分の認定状況.....	9
2 アンケート調査の実施.....	10
(1) 調査方法.....	10
(2) 回収結果.....	10
(3) アンケート結果集計の留意点.....	11

3 アンケート調査の結果	12
(1) 障害のある方本人へのアンケート.....	12
(2) 障害のある方のご家族へのアンケート	26
(3) 障害福祉事業所へのアンケート	30
(4) 相談支援事業所へのアンケート	31
4 これまでの取り組み.....	33
第3章 計画の体系.....	36
1 基本理念と基本方針.....	36
(1) 基本理念.....	36
(2) 基本方針.....	37
2 施策の体系と重点施策	38
(1) 施策の体系について.....	38
(2) 重点施策について	39
第4章 基本計画.....	42
1 共生への理解が広がるまちをめざして.....	42
2 自分らしく暮らせるまちをめざして	45

3	支え合い安心できるまちをめざして	49
4	誰もが参加できるまちをめざして	51
第5章	実施計画	54
1	障害福祉計画・障害児福祉計画の目標	54
	(1) 地域生活移行の目標	54
	(2) 就労支援の目標	55
	(3) 障害児支援の目標	55
2	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの体系	56
3	第4期計画期間中のサービス提供実績	57
4	第5期計画期間中のサービス見込量	61
5	見込量確保のための方策	74
	(1) 自立支援給付	74
	(2) 相談支援	75
	(3) 発達障害支援	75
	(4) 地域生活支援事業	76

第6章 計画の推進.....	77
1 中立・公正な制度運営.....	77
(1) 支給決定プロセスの透明化.....	77
(2) 障害支援区分認定の適正化.....	77
(3) サービス利用に関する不服申出と利用者の権利擁護.....	77
2 地域のネットワークづくり.....	78
(1) サービス等利用計画・障害児通所支援計画の作成.....	78
(2) 障害者自立支援協議会の運営.....	78
(3) 団体活動の推進と連携強化.....	79
3 計画推進の担い手と役割.....	80
(1) 市民の役割.....	80
(2) 行政，関連団体の役割.....	80
(3) サービス提供事業者の役割.....	80
4 計画の進行管理と市民への周知.....	81
(1) 計画の進行管理.....	81
(2) 計画の周知.....	81

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成11年3月に「ひたちなか市障害者プラン」を策定し、『障害者と地域と行政の新しいパートナーシップの創造』を基本理念として障害のある方が地域で安心して暮らすための施策を進めてきました。その後、平成21年3月には『地域での共生』を基本理念とする「ひたちなか市障害者プラン第2期計画」を策定し、障害福祉施策の推進や生活環境の整備に取り組んできました。

この間、平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、障害の種別に関わりなく市町村を中心として福祉サービスを一元的に提供する仕組みが導入されました。

さらに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病等が加えられるとともに、従来の障害程度区分が障害支援区分に改められるなどの見直しが行われました。

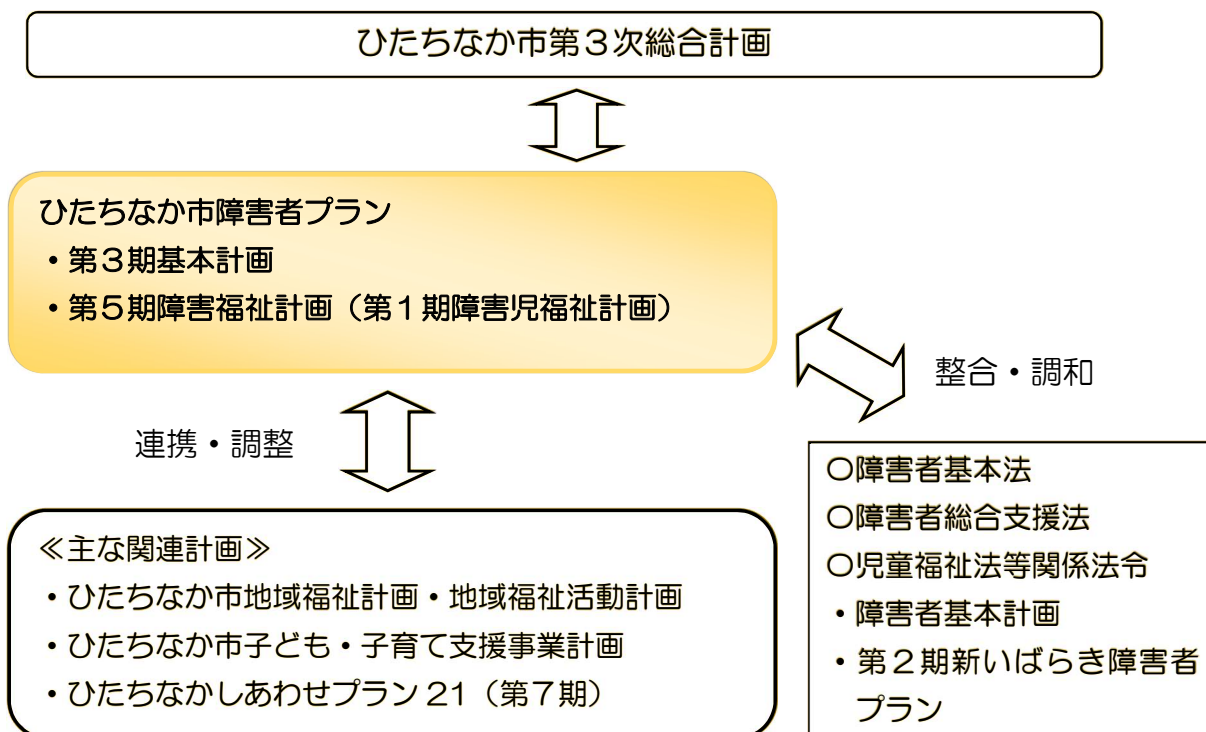
また、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、障害の有無に関わらず相互に支え合い、お互いの人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められています。

このような背景のもと、本市は、『みんなで作る地域で共に生きるまち』を基本理念とし、障害福祉施策の一層の充実を目指して「ひたちなか市障害者プラン第3期計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

「ひたちなか市障害者プラン第3期計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画と障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画を一体的な計画として策定するもので、基本理念に基づく障害福祉施策を計画的に推進する指針となるものです。また、「ひたちなか市障害福祉計画第5期計画」は、障害福祉サービスの提供体制を確保するための方策等を示す実施計画であり、児童福祉法第33条の20で定める市町村障害児福祉計画を内包するかたちで平成30年3月に策定していますが、本計画の策定に合わせて一部を改訂します。

なお、本計画の策定にあたっては、ひたちなか市第3次総合計画前期基本計画の基本構想を踏まえ「ともに支え合い末永く健やかに暮らせるまちづくり」を目指すとともに、国や県が定める障害者及び障害児に関する計画や本市の地域福祉計画等との整合を図るものです。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 38 年度（2026 年度）の 8 年間とします。

西暦	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
和暦	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
プラン	障害者プラン																		
	第2期プラン										第3期プラン								
計画	障害福祉計画																		
	第2期計画		第3期計画		第4期計画		第5期計画		第6期計画		第7期計画								
	障害児福祉計画																		
										第1期計画		第2期計画		第3期計画					

*元号は改元前の「H：平成」表記となっています。

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 障害のある方の現状

(1) 身体障害のある方の状況

①身体障害者手帳の交付状況

身体障害のある方に対する障害別手帳交付数（平成29年度末）は、肢体不自由が48.1%と最も多く、次いで内部障害35.9%で、この2つで全体の84%を占めています。次いで聴覚・平衡機能障害8.8%、視覚障害6.3%、音声・言語・そしゃく機能障害0.9%の順となっています。過去5年間の間に、内部障害が187人、聴覚・平衡機能障害15人、音声・言語・そしゃく機能障害6人が増加している一方、視覚障害は3人減少、肢体不自由は115人減少しています。

【表1 身体障害者手帳の障害別年度別推移】

（単位：人）

年度	区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	年度/年齢 別計
H25	18歳未満	4	33	2	99	20	158
	18歳以上	270	328	32	2,073	1,329	4,032
	合計	274	361	34	2,172	1,349	4,190
H26	18歳未満	4	32	2	95	22	155
	18歳以上	266	333	36	2,060	1,371	4,066
	合計	270	365	38	2,155	1,393	4,221
H27	18歳未満	5	36	2	91	24	158
	18歳以上	271	343	41	2,061	1,436	4,152
	合計	276	379	43	2,152	1,460	4,310
H28	18歳未満	5	39	0	92	25	161
	18歳以上	264	339	36	2,011	1,454	4,104
	合計	269	378	36	2,103	1,479	4,265
H29	18歳未満	5	37	1	85	23	151
	18歳以上	266	339	39	1,972	1,513	4,129
	合計	271	376	40	2,057	1,536	4,280

※年度は元号表記、Hは平成をあらわす。（以下の表も同様）

[出典：ひたちなかの福祉]

②身体障害者手帳の等級別交付状況

身体障害のある方を等級別にみると、平成29年度では1級が最も多く1,555人(36.3%)、次いで4級966人(22.6%)、2級670人(15.7%)の順となっており、1級と2級だけで約52%と半数を占めています。

【表2 身体障害者手帳の等級別内訳（平成29年度）】

(単位：人)

年度	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	18歳未満	4	0	0	1	0	0	5
	18歳以上	85	91	29	20	28	13	266
	合計	89	91	29	21	28	13	271
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	0	11	3	4	0	19	37
	18歳以上	7	135	42	55	1	99	339
	合計	7	146	45	59	1	118	376
音声・言語・ そしゃく機能 障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	0	3	26	10	0	0	39
	合計	0	3	26	11	0	0	40
肢体不自由	18歳未満	56	11	9	4	5	0	85
	18歳以上	420	404	339	551	187	71	1,972
	合計	476	415	348	555	192	71	2,057
内部障害	18歳未満	11	0	6	6	0	0	23
	18歳以上	972	15	212	314	0	0	1,513
	合計	983	15	218	320	0	0	1,536
	18歳未満	71	22	18	16	5	19	151
	18歳以上	1,484	648	648	950	216	183	4,129
	合計	1,555	670	666	966	221	202	4,280

[出典：ひたちなかの福祉]

(2) 知的障害のある方の状況

知的障害のある方は平成 29 年度末で 1,149 人です。

等級別の割合は、C(軽度)が 28.5%で最も多く、次いでB(中等度)が 25.5%、**Ⓐ**(最重度)が 22.9%、A(重度)が 22.8%となっています。

過去 5 年間の増加数は、Cが 78 人と最も多く、次いで**Ⓐ**が 27 人、Bが 10 人増加、Aは 8 人減少しています。また、全体では、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間で、107 人増加しています。

【表3 療育手帳の等級別年度別推移】

(単位：人)

年度	区分	Ⓐ	A	B	C	年度/年齢別計
H25	18歳未満	59	73	84	87	303
	18歳以上	178	198	200	163	739
	合計	237	271	284	250	1,042
H26	18歳未満	59	70	78	107	314
	18歳以上	189	204	209	176	778
	合計	248	274	287	283	1,092
H27	18歳未満	61	64	80	116	321
	18歳以上	186	207	210	174	777
	合計	247	271	290	290	1,098
H28	18歳未満	65	61	71	122	319
	18歳以上	188	201	217	187	793
	合計	253	262	288	309	1,112
H29	18歳未満	61	57	64	126	308
	18歳以上	203	206	230	202	841
	合計	264	263	294	328	1,149

[出典：ひたちなかの福祉]

(3) 精神障害のある方の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数は平成 29 年度末で 936 人です。等級別では、2 級が 53.7%と全体の半数以上を占めており、次いで 3 級が 38.1%、1 級が 8.1%となっています。交付者数は 5 年間で 242 人増加しています。

【表4 精神保健福祉手帳の等級別年度別推移】

(単位：人)

年度	1級	2級	3級	計
H25	72	409	213	694
H26	63	412	227	702
H27	79	441	290	810
H28	76	461	310	847
H29	76	503	357	936

[出典：ひたちなかの福祉]

(4) 自立支援医療（精神通院）利用者の状況

精神疾患治療のための通院医療費助成制度である自立支援医療（精神通院）の利用者数は、平成29年度末で2,251人となっており、5年間で383人増えています。

【表5 自立支援医療（精神通院）の疾病別状況】

(単位：人)

区分／年度	H25	H26	H27	H28	H29
01症状性を含む器質性精神障害	69	76	79	80	75
02精神作用物質による精神及び行動の障害	23	22	23	22	27
03統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害	669	675	670	693	693
04気分障害	608	628	691	737	776
05神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	170	187	198	232	288
06生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	3	5	3	5	5
07成人の人格及び行動の障害	9	7	8	6	5
08知的障害	33	39	41	40	40
09心理的発達の障害	58	69	81	94	99
10小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	41	43	48	57	61
11てんかん	185	181	185	190	182
12その他の精神障害	0	0	0	0	0
13分類不明	0	0	0	0	0
	1,868	1,932	2,027	2,156	2,251

※区分はICD-10（国際疾病分類）に基づくもの

(各年度末日現在)

[資料：茨城県精神保健福祉センター]

(5) 難病患者の状況

指定難病医療受給者は、平成 29 年度末時点で 875 人となっており、疾患別で見ると、潰瘍性大腸炎が最も多く、次いでパーキンソン病となっています。

【表 6 指定難病医療等の受給状況】 (単位：人)

年度	指定難病	小児慢性 特定疾病	先天性血液凝 固因子障害等	計
H26	874	164	9	1,047
H27	997	192	9	1,198
H28	967	192	9	1,168
H29	875	205	10	1,090

(各年度末日現在)

[資料：ひたちなか保健所]

【表 7 指定難病の疾病別状況】 (単位：人)

区分／年度	H26	H27	H28	H29
パーキンソン病	106	127	120	116
潰瘍性大腸炎	189	199	189	140
クローン病	59	64	63	57
全身性エリテマトーデス	78	80	78	69
多発性硬化症／視神経脊髄炎	22	22	26	21
脊髄小脳変性症	29	31	23	23
後縦靭帯骨化症	25	28	26	25
網膜色素変性症	21	22	18	21
サルコイドーシス	26	27	23	17
筋萎縮性側索硬化症	6	7	7	8
ベーチェット病	18	18	16	10
全身性強皮症	15	27	26	22
その他	280	345	352	346
	874	997	967	875

(各年度末日現在)

[資料：ひたちなか保健所]

(6) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障害福祉サービスにおける介護給付の支給決定にあたり必要とされる尺度で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものです。認定調査員による訪問調査、一次判定（コンピュータ判定）、二次判定（介護給付等認定審査会）を経て決定されます。

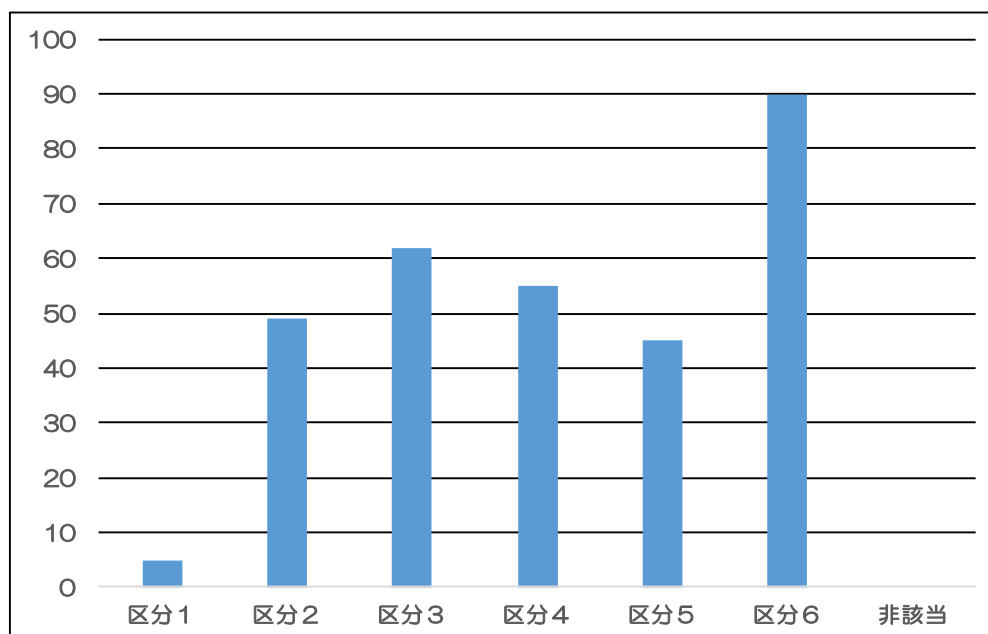
【表8 障害支援区分の認定状況】 (単位：人)

障害支援区分／年度	H26	H27	H28	H29
区分1	8	8	5	5
区分2	48	39	35	49
区分3	49	55	51	62
区分4	54	51	42	55
区分5	33	52	36	45
区分6	89	84	63	90
非該当	0	0	0	0
合計	281	289	232	306

(各年度末日現在)

[資料：障害福祉課]

【図1 障害支援区分の分布状況（平成29年度）】 (単位：人)



[資料：障害福祉課]

2 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、次のとおりアンケート調査を実施しました。

(1) 調査方法

①障害のある方本人及びご家族の方

○調査対象：障害者手帳又は難病医療受給者証所持者 2,500 人及び障害等のある方のご家族 500 人（本人抽出者を除く）より種別ごとに下記内訳数を無作為抽出（単位：人）

区分		身体障害					知的障害	精神障害	難病	計	
		(計)	視覚	聴覚	音声・言語	肢体					内部
本人	対象者数	4,280	271	376	40	2,057	1,536	1,149	799	1,143	7,371
	抽出数	1,451	92	128	14	697	520	390	271	388	2,500
家族	対象者数	4,280	271	376	40	2,057	1,536	1,149	799	1,143	7,371
	抽出数	291	18	26	3	140	104	78	54	77	500

※対象者は平成 30 年 3 月 31 日現在の数

○調査期間：平成 30 年 7 月

○調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

②障害福祉事業所

○調査対象：市内に障害福祉事業所を開設している法人

（サービス提供事業所 43 法人，相談支援事業所 14 法人）

○調査期間：平成 30 年 7 月～8 月

○調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

(2) 回収結果

①障害のある方本人及びご家族の方へのアンケート

（単位：人）

区分		身体	知的	精神	難病	不明	計
本人	発送数	1,451	390	271	388		2,500
	回答数	780	170	114	119	73	1,256
	回収率	53.8%	43.6%	42.1%	30.7%		50.2%
家族	発送数	291	78	54	77		500
	回答数	129	47	25	14	8	223
	回収率	44.3%	60.3%	46.3%	18.2%		44.6%

※回答者の障害種別は回答結果を基に区分けしています。回答がなかった方については、「不明」と表記しています。

②障害福祉事業所へのアンケート

	発送数	有効回答数	回収率
サービス提供事業所	43	26	60.5%
相談支援事業所	14	8	57.1%

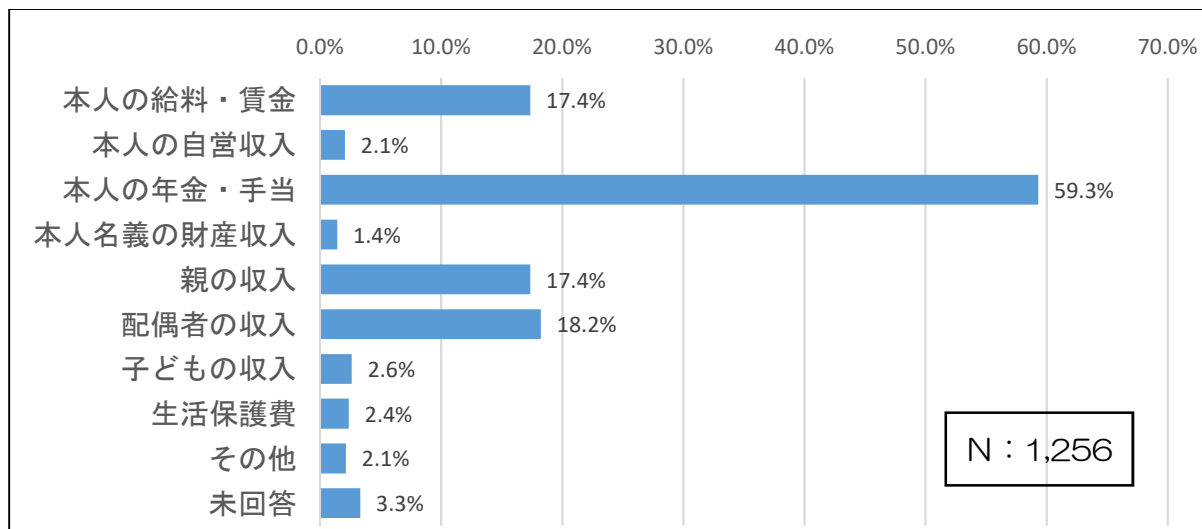
(3) アンケート結果集計の留意点

- ①アンケート結果は回答結果を基にクロス集計していますが、障害種別が判断できない方は「不明」と表記しています。
- ②表中の「N」は、その設問の回答者総数を表しています。
- ③調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- ④複数回答可の設問の場合、比率の合計が100%を超える場合があります。

3 アンケート調査の結果

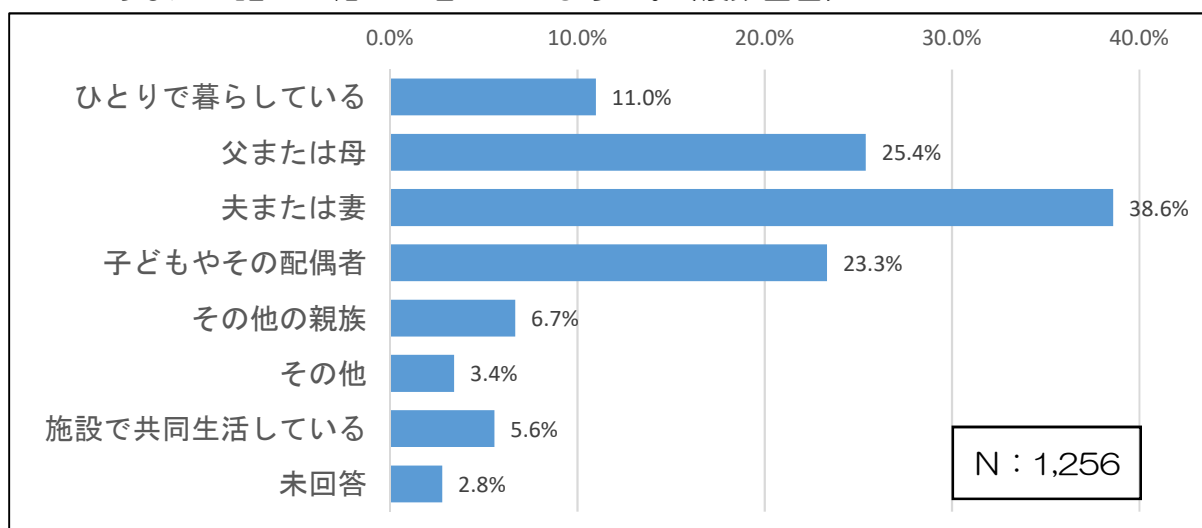
(1) 障害のある方本人へのアンケート

A 現在の生活をしていくうえでの主な収入は何ですか。(複数回答)



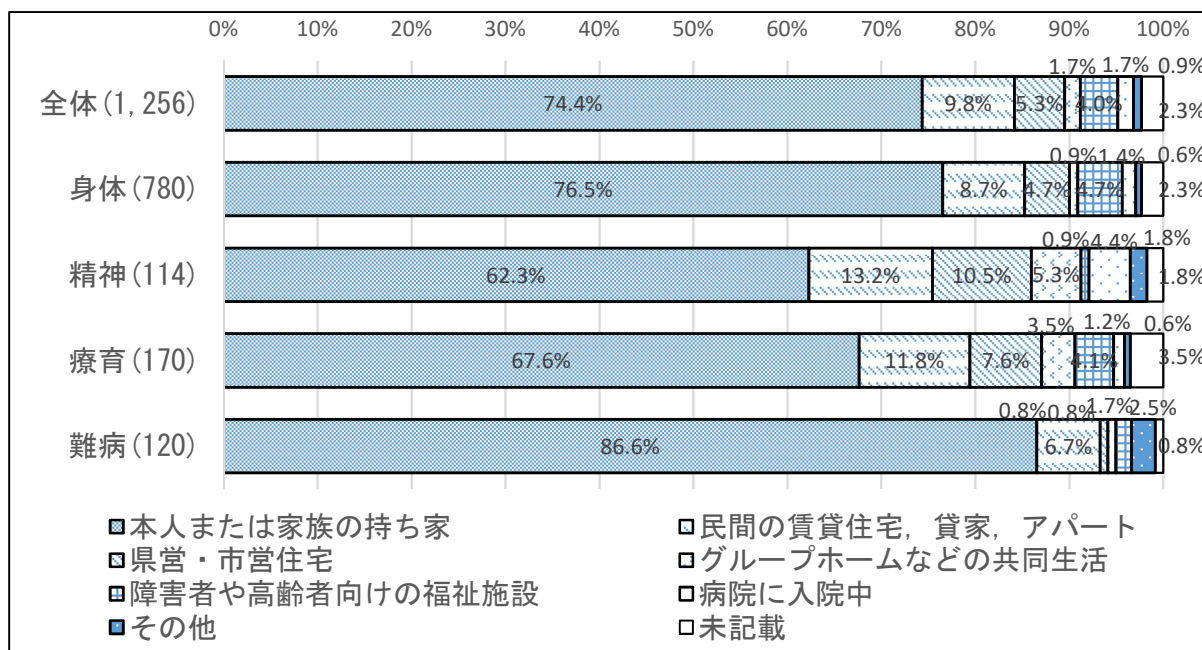
◇生活する上での主な収入は、身体障害・精神障害のある方及び難病患者の方は「本人の年金・手当」が最も多いですが、知的障害のある方は「親の収入」が最も多くなっています。

B あなたは誰と一緒に生活していますか。(複数回答)



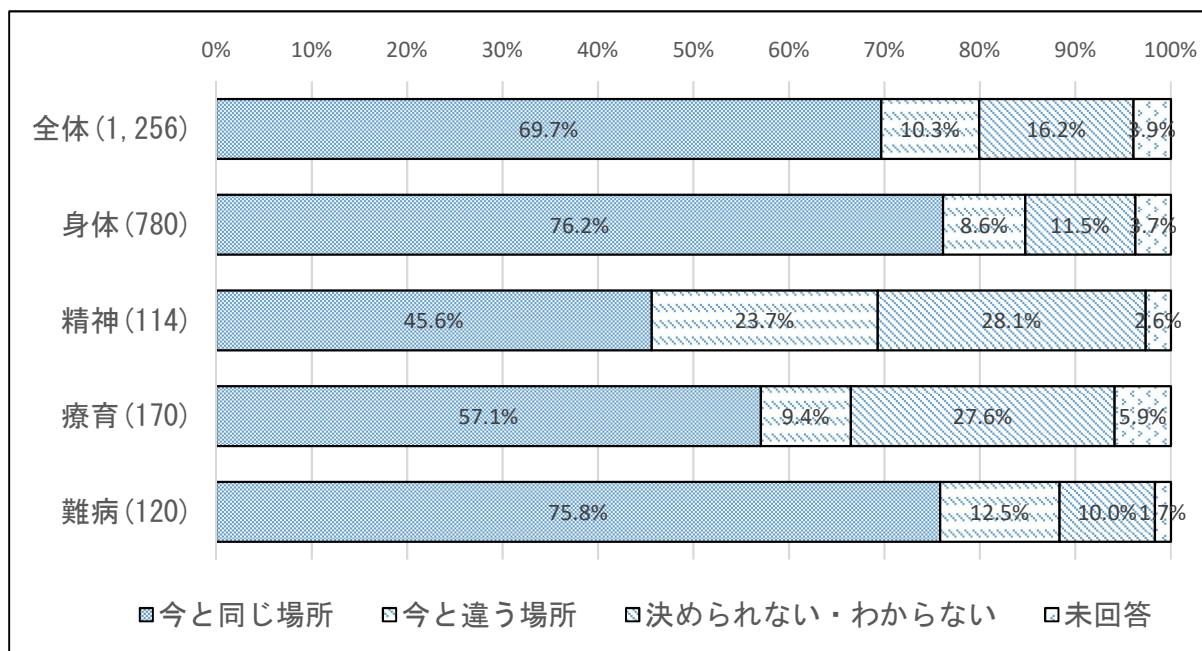
◇現在の同居者は身体障害のある方及び難病患者の方は「夫または妻」が最も多く、精神障害・知的障害のある方は「父または母」が最も多くなっています。

C1 あなたは今、どこで生活をしていますか。(単数回答)



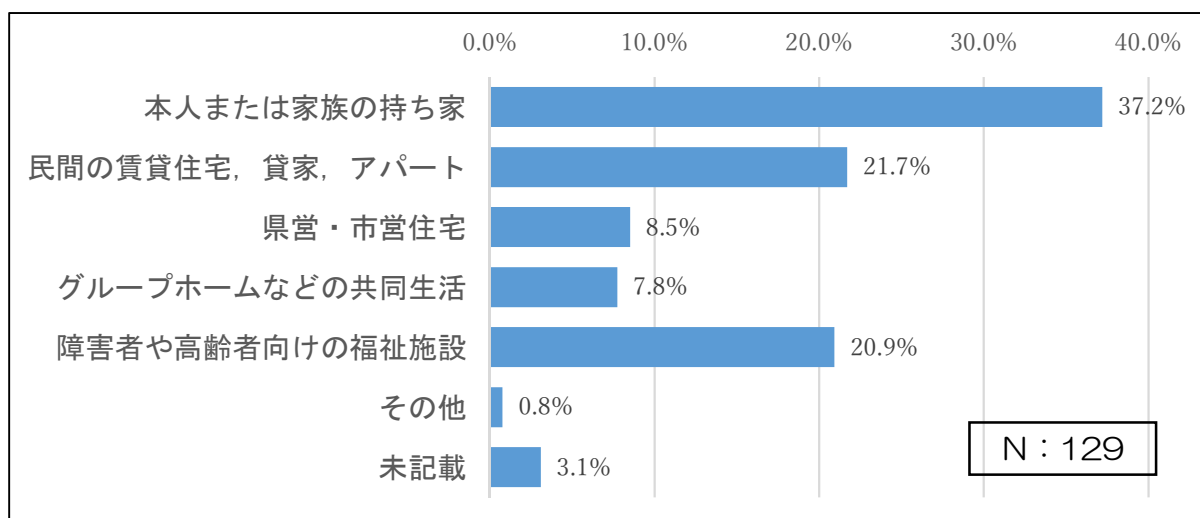
◇現在の生活の場はいずれの方も「本人または家族の持ち家」が最も多くなっています。

C2 今後どこで暮らしたいですか。(単数回答)



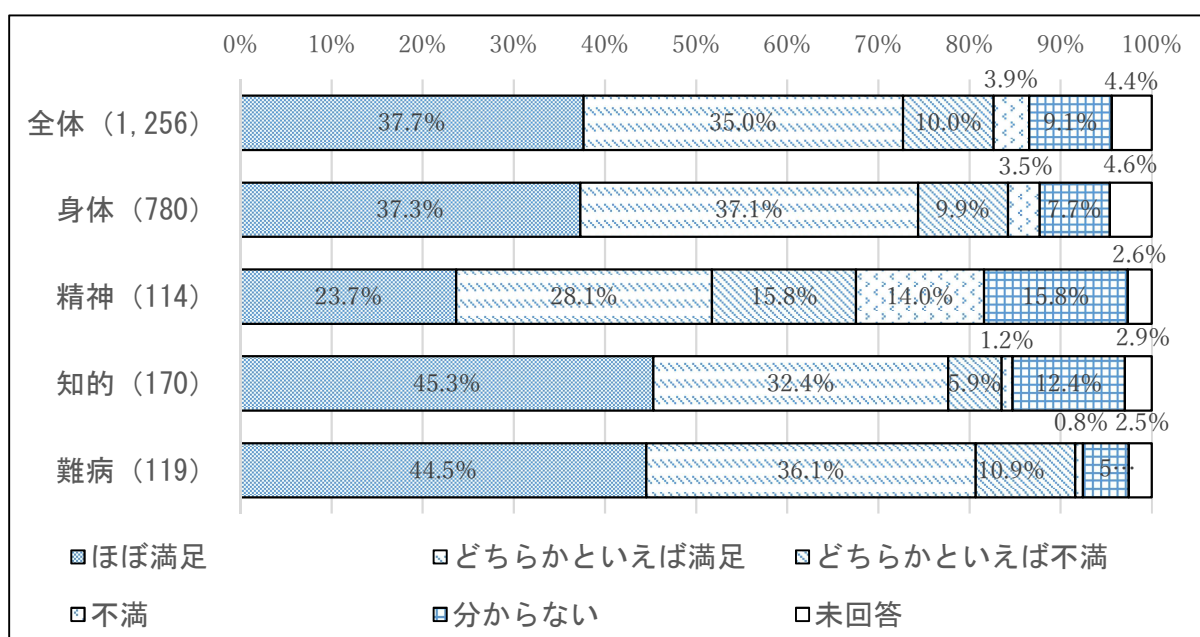
◇今後の生活の場は「今と同じ」がいずれも最も多くなっていますが、精神障害のある方は「今と違う場所」の割合が多く（23.7%）なっています。

C3 今と違う場所と答えた方は将来どこで暮らしたいですか。(単数回答)



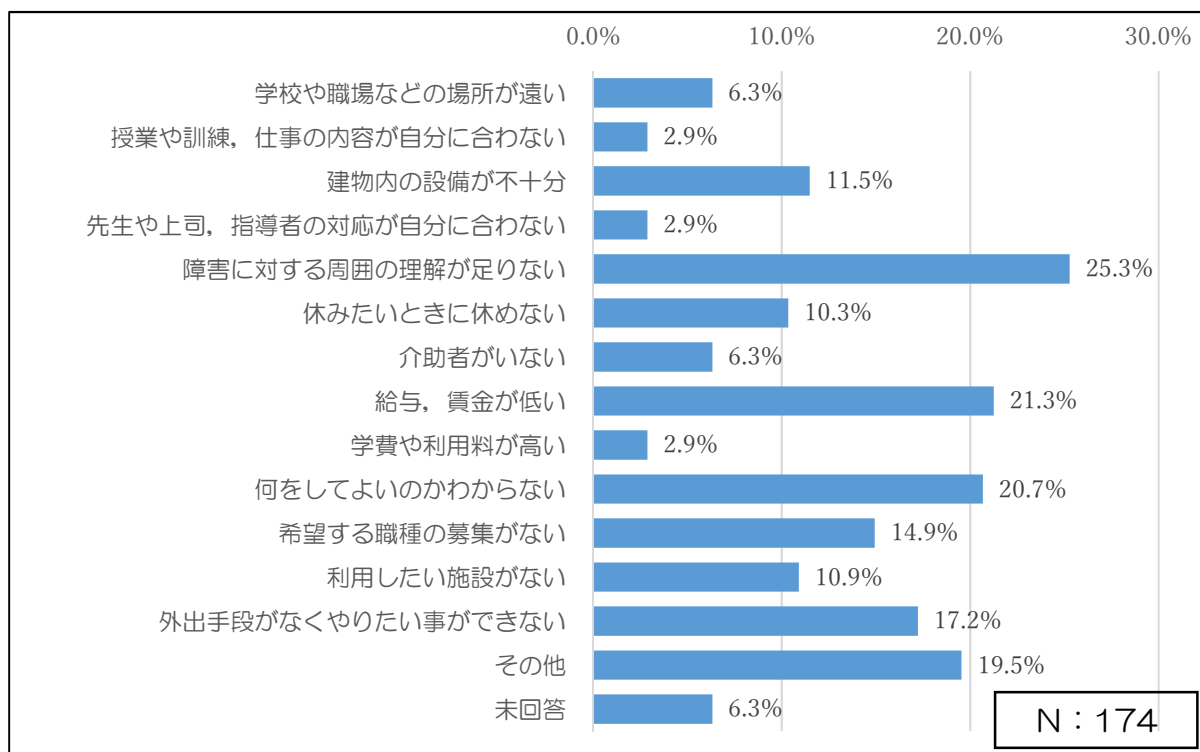
◇現在の生活の場と異なる場所で生活したい方は、「本人または家族の持ち家」が最も多いですが、「民間の賃貸住宅, 貸家, アパート」, 「障害者や高齢者向けの福祉施設」を希望する方も多くなっています。

D1 あなたは現在の昼の過ごし方に満足していますか。(単数回答)



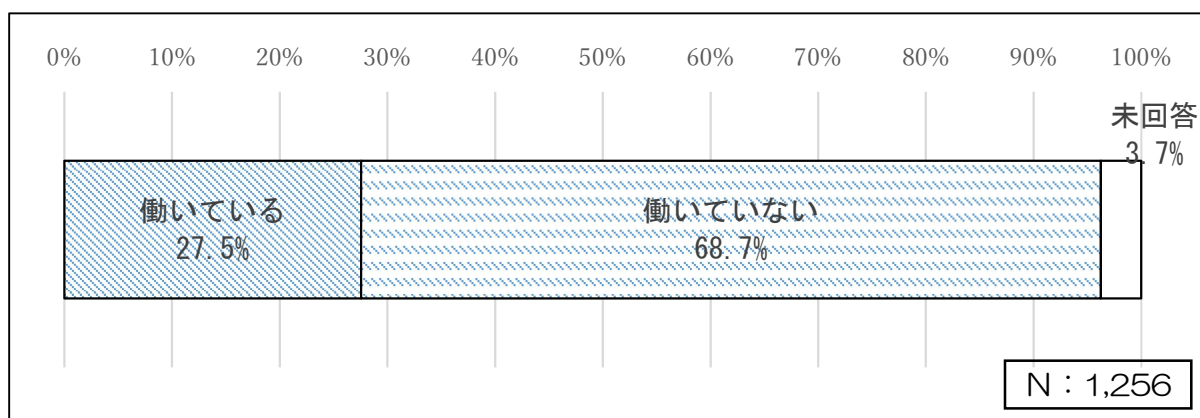
◇現在の昼の過ごし方で満足している方は、「ほぼ満足」「どちらかといえば満足」を合わせるといずれも過半数以上となります。精神障害のある方は他の障害の方と比較すると「どちらかといえば不満 (15.8%)」と「不満 (14.0%)」の割合も多くなっています。

D2 「どちらかといえば不満」「不満」の方はどのようなことが不満に感じますか。
(複数回答)



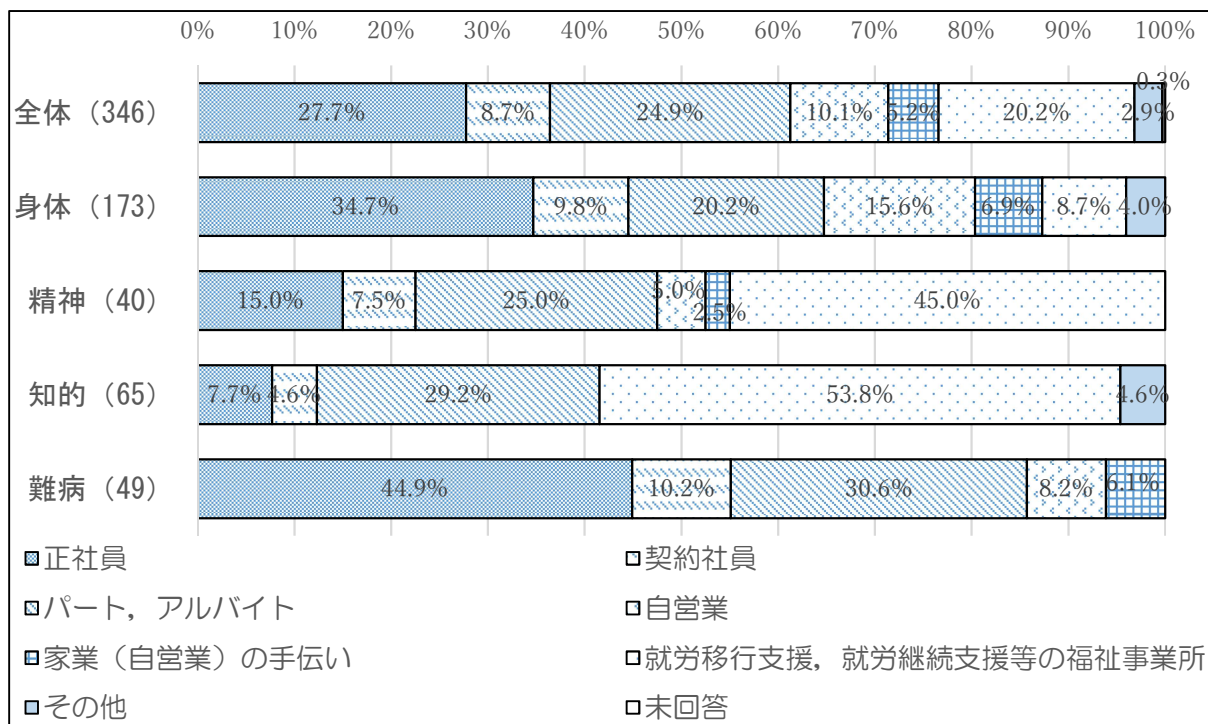
◇日中の過ごし方に不満の方は「障害に対する周囲の理解が足りない」、「給与、賃金が低い」、「何をしてもよいのかわからない」という回答が多くなっています。

E1 あなたは現在、働いていますか。(単数回答)



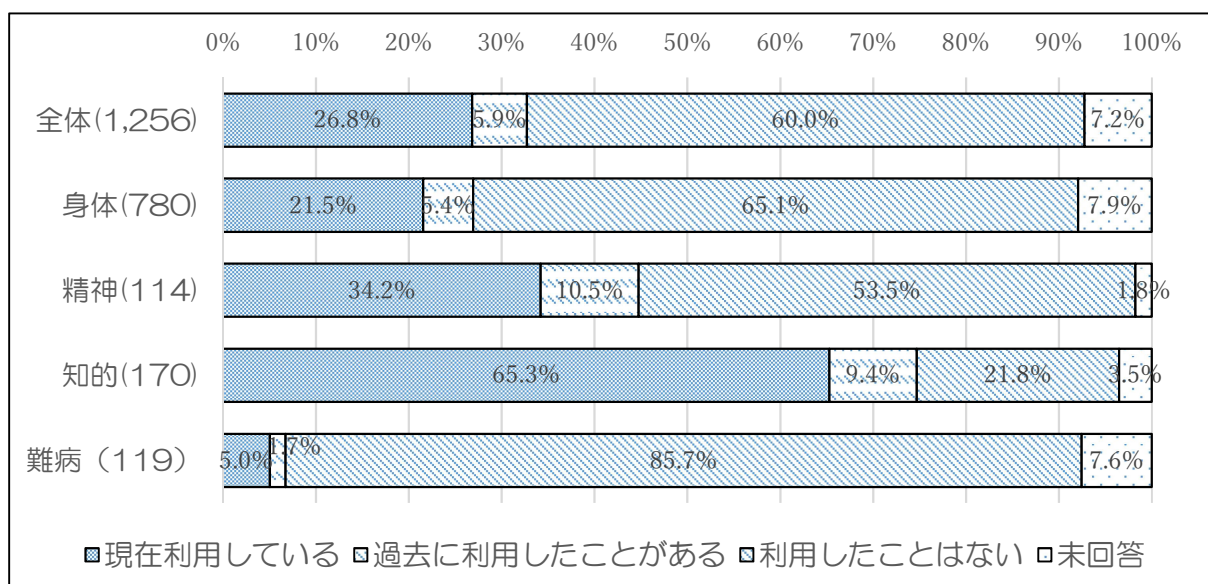
◇働いている方は、難病 (40.8%)、知的障害 (38.2%)、精神障害 (35.1%)、身体障害 (22.2%) となります。

E2 あなたはどのように働いていますか。(単数回答)



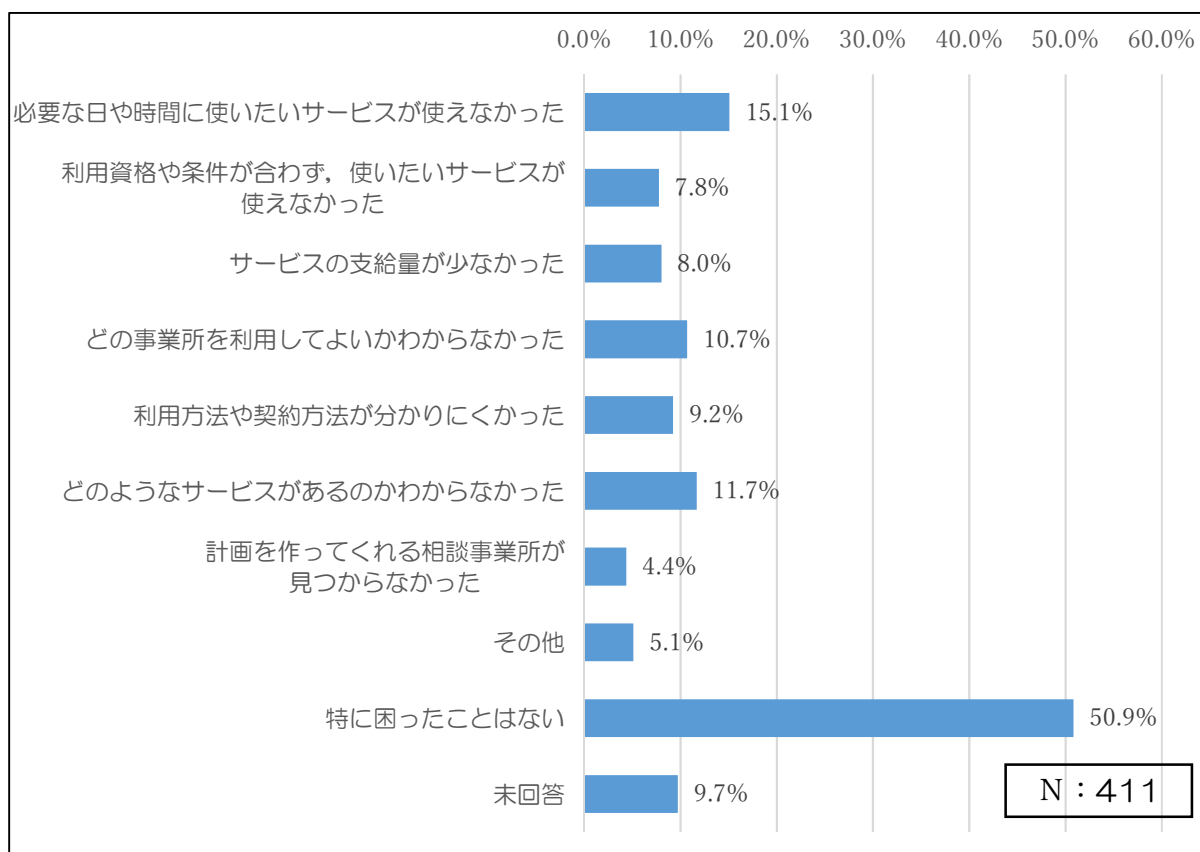
◇勤務形態で身体障害の方（34.7%）及び難病患者の方（44.9%）は正社員の割合が多く、精神障害の方（45.0%）及び知的障害の方（53.8%）は就労移行支援、就労継続支援等の福祉事業所の割合が多くなっています。

F1 あなたは障害福祉（障害児）サービスを利用していますか。(単数回答)



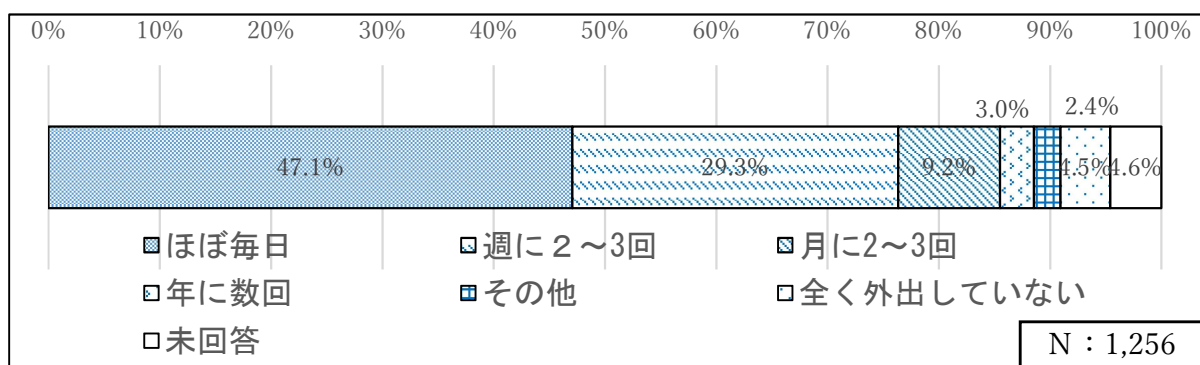
◇障害福祉サービスや障害児福祉サービスについて、知的障害の方以外は「利用したことがない」が過半数以上となっています。

F2 サービスを利用するときに困ったことはありませんでしたか。(複数回答)



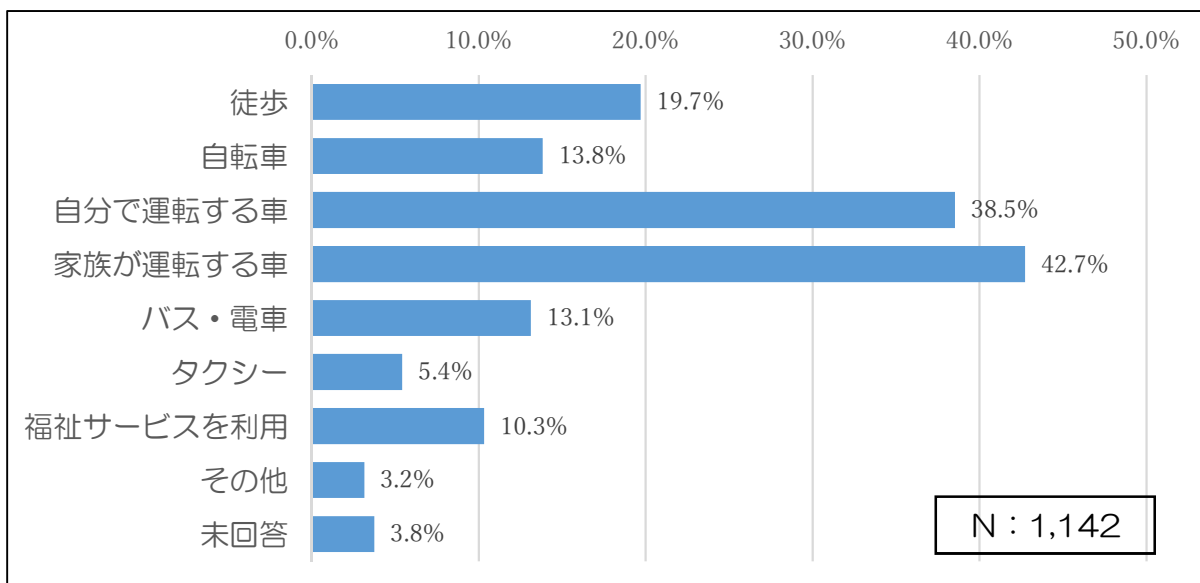
◇障害福祉サービスを利用する時に困ったことでは、「特に困ったことはない」が最も多く「必要な日や時間に使えなかった」、「どのようなサービスがあるのかわからなかった」、「どの事業所を利用してよいかわからなかった」の順で多くなっています。

G1 あなたは日頃どのくらい外出していますか。(通勤・通学・通所を含む) (単数回答)



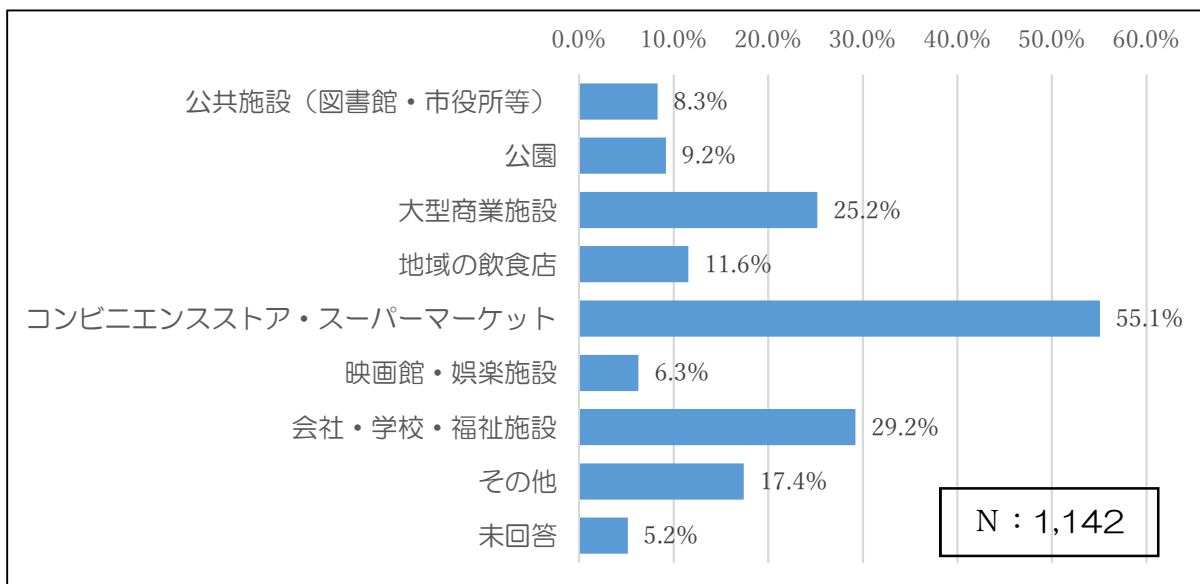
◇外出の頻度は、47.1%の方が「ほぼ毎日」外出しており、その内、知的障害の方の割合が最も高く77.1%、身体障害の方は38.3%と低くなっています。

G2 外出する場合の主な交通手段は何ですか。(複数回答)



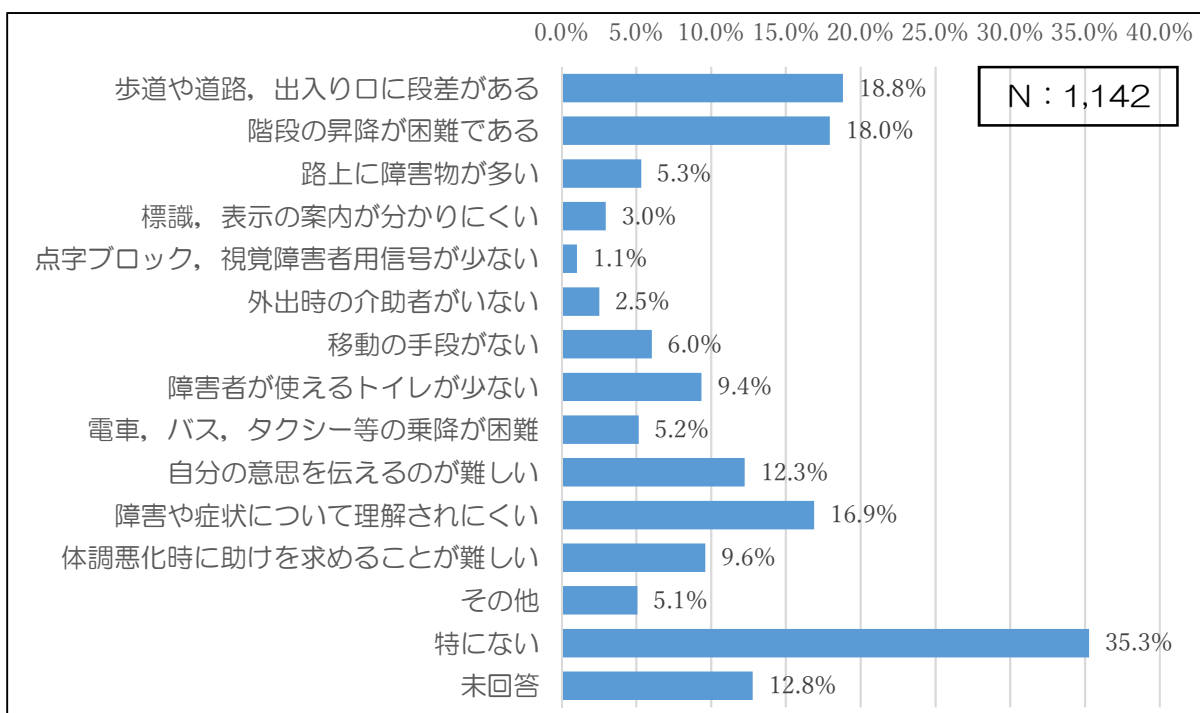
◇外出する場合の交通手段は、「家族が運転する車」が42.7%と最も多く、次に「自分で運転する車」が38.5%となっています。

G3 外出する時はどのような場所へ出かけることが多いですか。(複数回答)



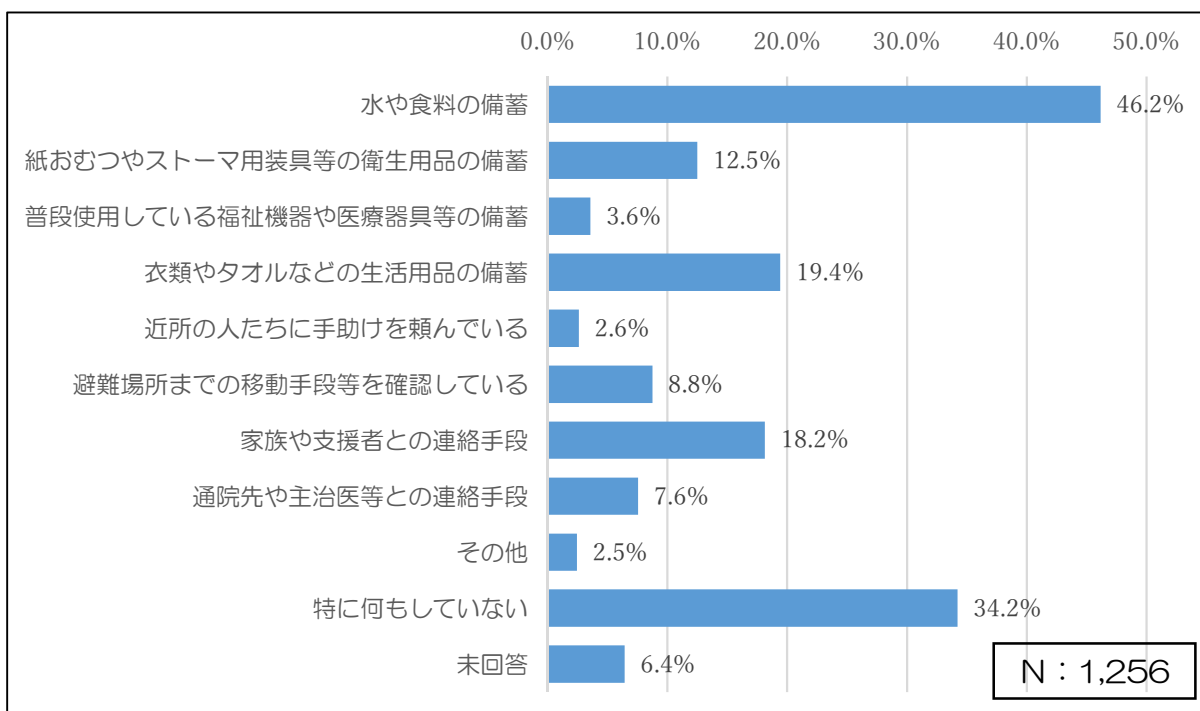
◇外出する場所については、知的障害のある方は「会社・学校・福祉施設」が最も多く、それ以外の方は「コンビニエンスストア・スーパーマーケット」が最も多くなっています。

G4 外出するときに不便を感じることや困ることは何ですか。(複数回答)



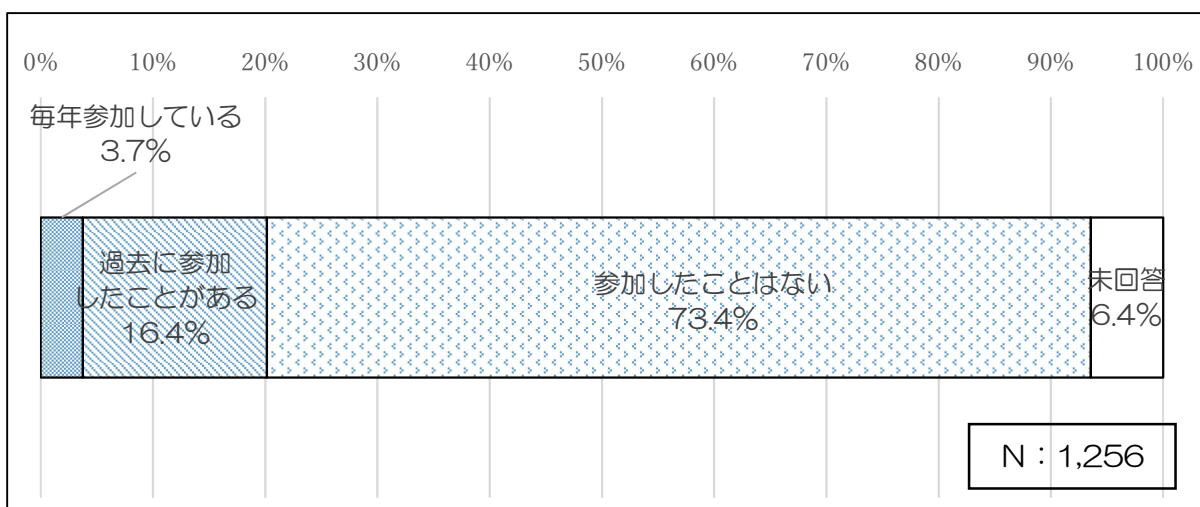
◇外出時に不便を感じることは、知的障害の方は「自分の意思を伝えるのが難しい」や「障害や症状について理解されにくい」が「特にない」を上回っています。その他の方は「特にない」が最も多くなっています。

H1 災害が起こった時に備えて準備しているものはありますか。(複数回答)



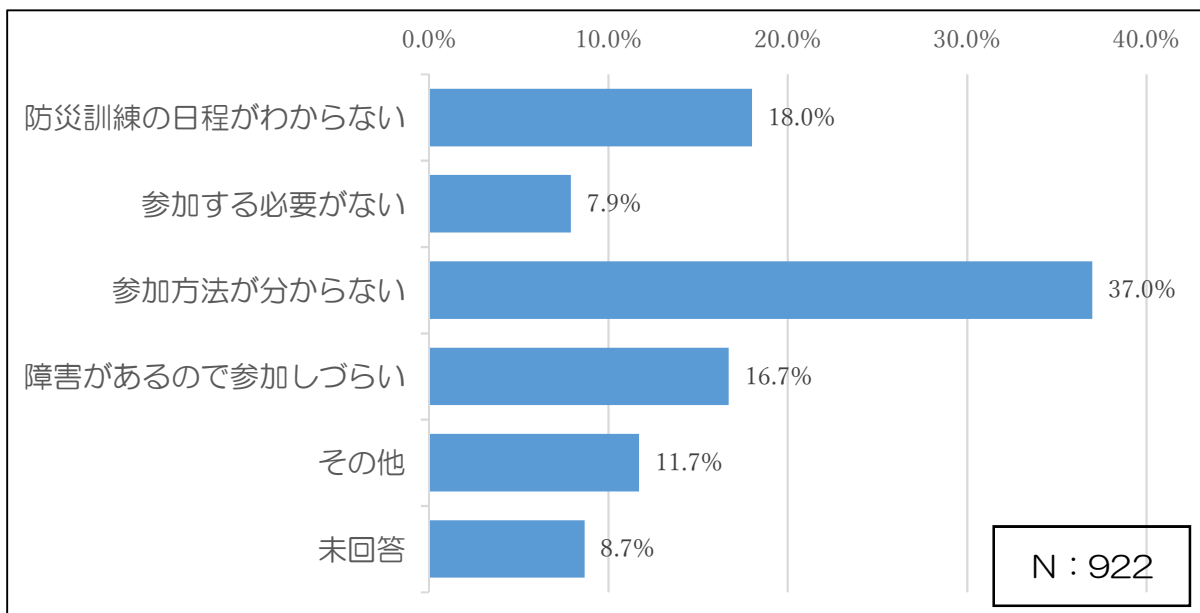
◇災害に備えて準備しているものは、「水や食料の備蓄」が46.2%で最も多く、次に「特に何もしていない」が34.2%で多くなっています。

H2 あなたは市が主催する防災訓練に参加したことはありますか。(単数回答)



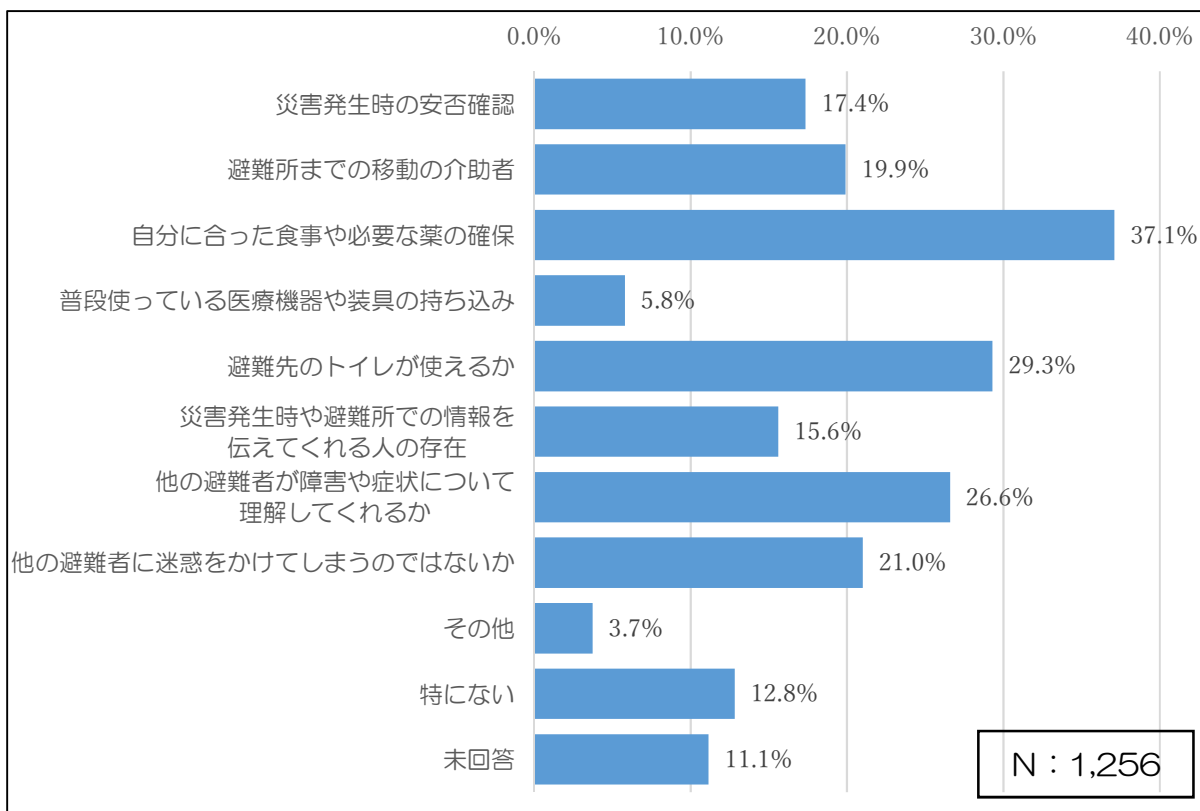
◇市が主催する防災訓練への参加については、「参加したことはない」が全体で73.4%、精神障害は86.8%、知的障害は83.5%の方は参加したことがないと回答しています。

H3 防災訓練に参加しない理由は何ですか。(単数回答)



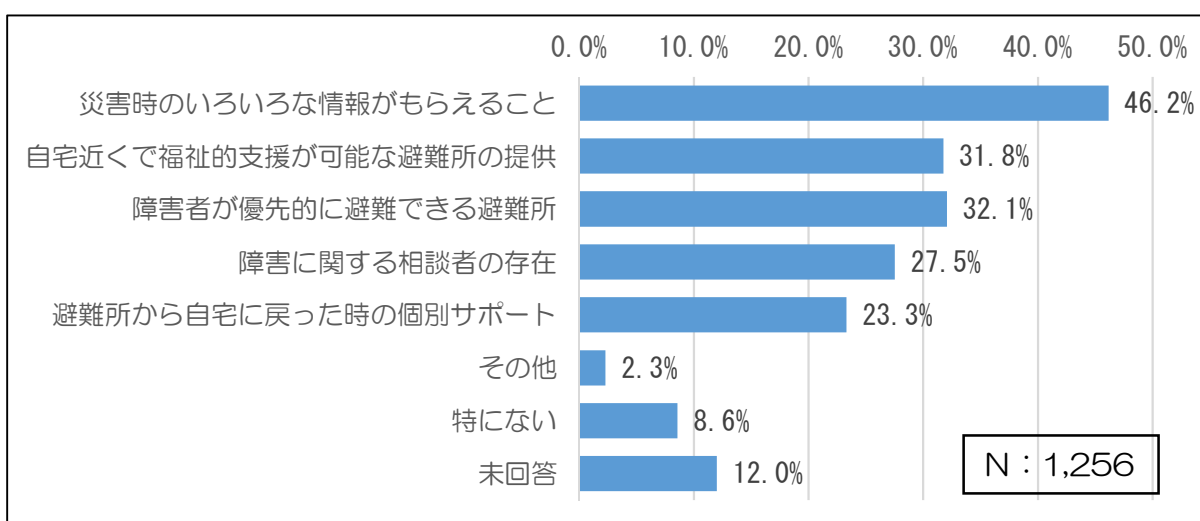
◇防災訓練に参加しない理由は、「参加方法が分からない」が最も多く、次いで「防災訓練の日程がわからない」、「障害があるので参加しづらい」の順になっています。

H4 災害発生時や避難所での生活で不安に思うことはありますか。(複数回答)



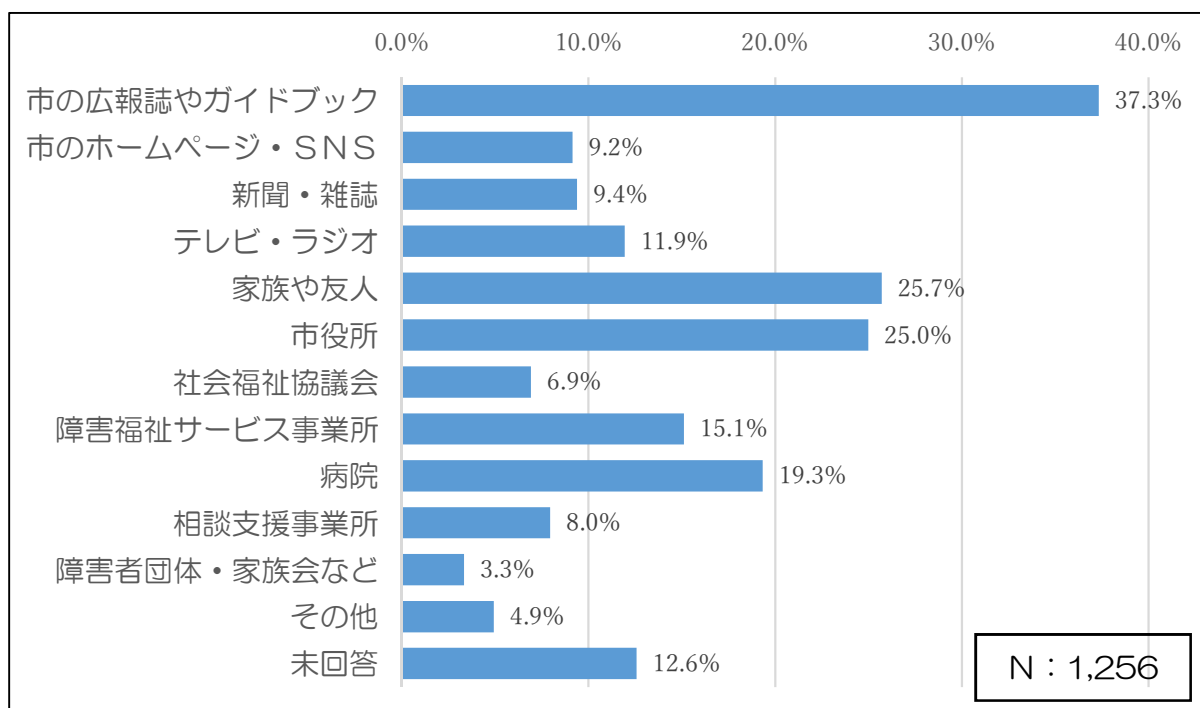
◇避難所での生活で不安に思うことでは、知的障害のある方は「他の避難者が障害や症状について理解してくれるか」が最も多く、その他の方は「自分に合った食事や必要な薬の確保」が多くなっています。

H5 大きな災害があった時にどのような支援があったらよいと思いますか。(複数回答)



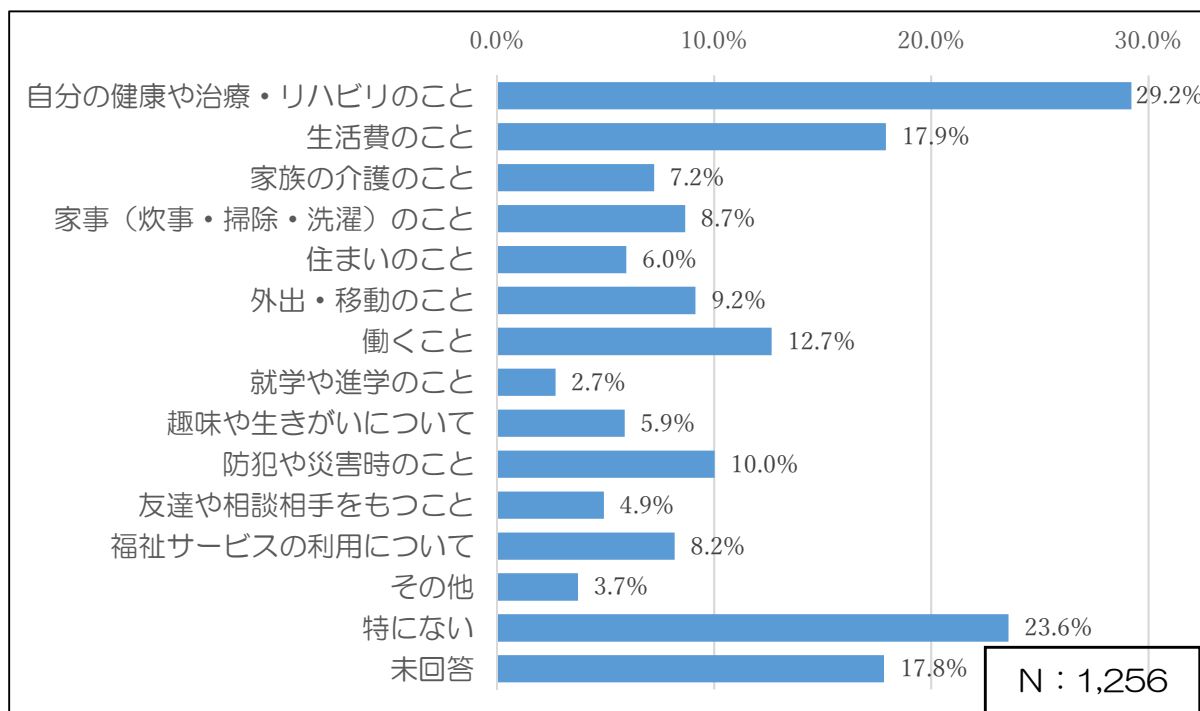
◇災害の支援については、「災害時のいろいろな情報がもらえること」(46.2%)が最も多く、次いで「障害者が優先的に避難できる避難所」(32.1%)、「自宅近くで福祉的支援が可能な避難所の提供」(31.8%)が多くなっています。

I 利用するサービスや福祉に関する情報をどこから得ていますか。(複数回答)



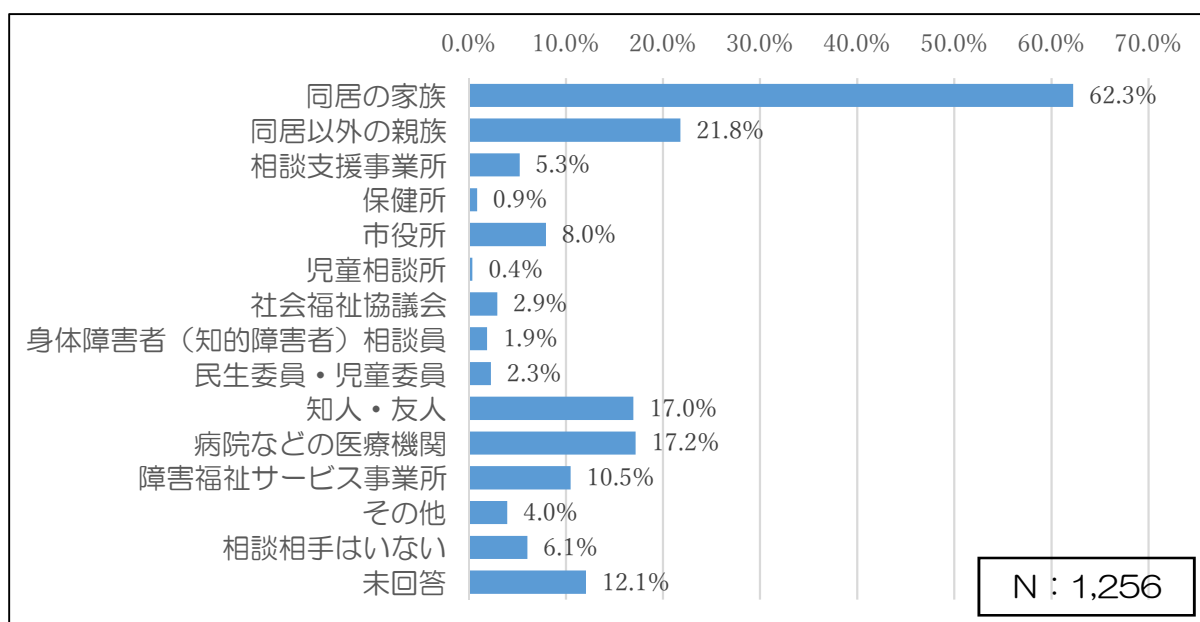
◇利用サービスや福祉に関する情報の入手手段は、「市の広報誌やガイドブック」が最も多く、特に難病患者の方は52.5%と過半数を超えています。

J1 あなたは現在、悩み事や困りごとがありますか。(複数回答)



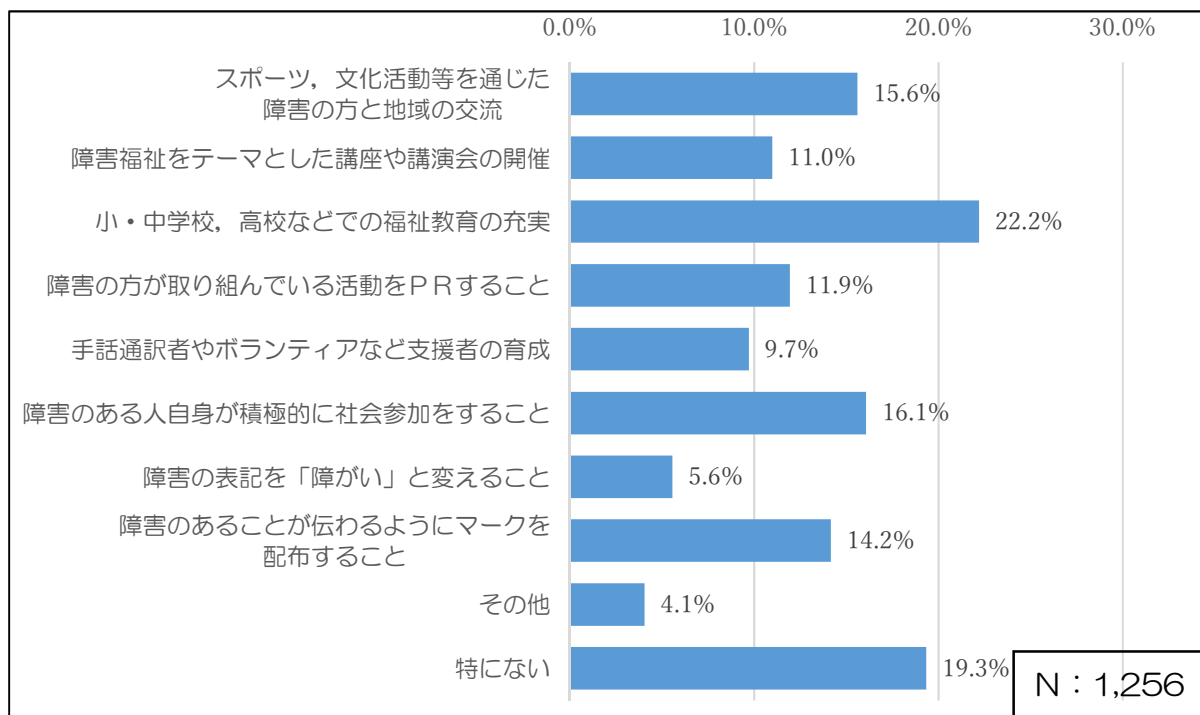
◇悩み事や困りごとについては、「自分の健康や治療・リハビリのこと」(29.2%)が最も多く、次いで「特にない」(23.6%)、「生活費のこと」(17.9%)、「働くこと」(12.7%)と続きます。

J2 生活の悩みや困ったことを相談するのは主に誰ですか。(複数回答)



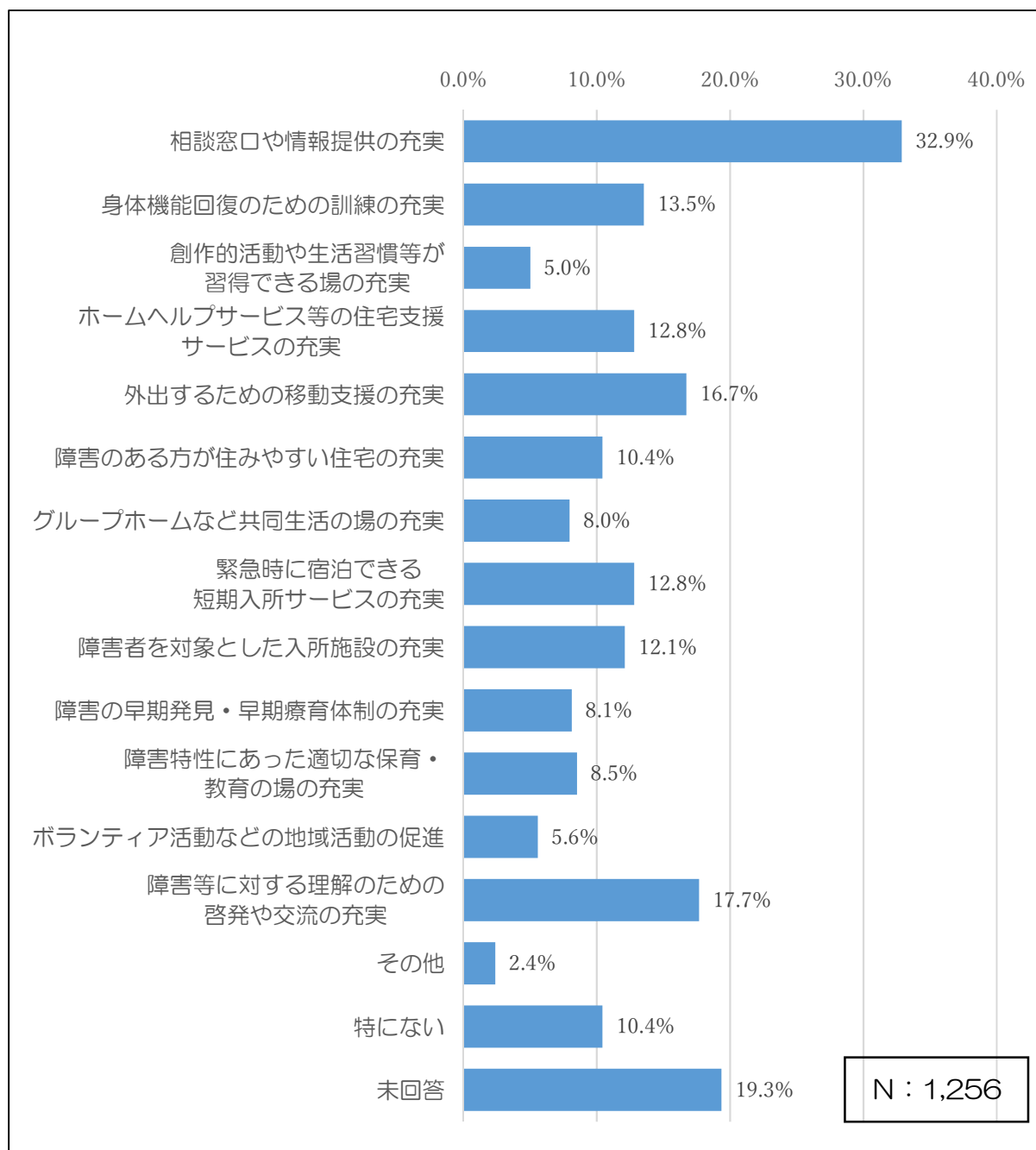
◇困ったことを相談する相手は、「同居の家族」(62.3%)が最も多くなっています。一方で、「相談相手はいない」と回答された方も全体で6.1%おり、その内、精神障害のある方が14.9%と多くなっています。

K 障害のある方への理解のためにどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数回答)



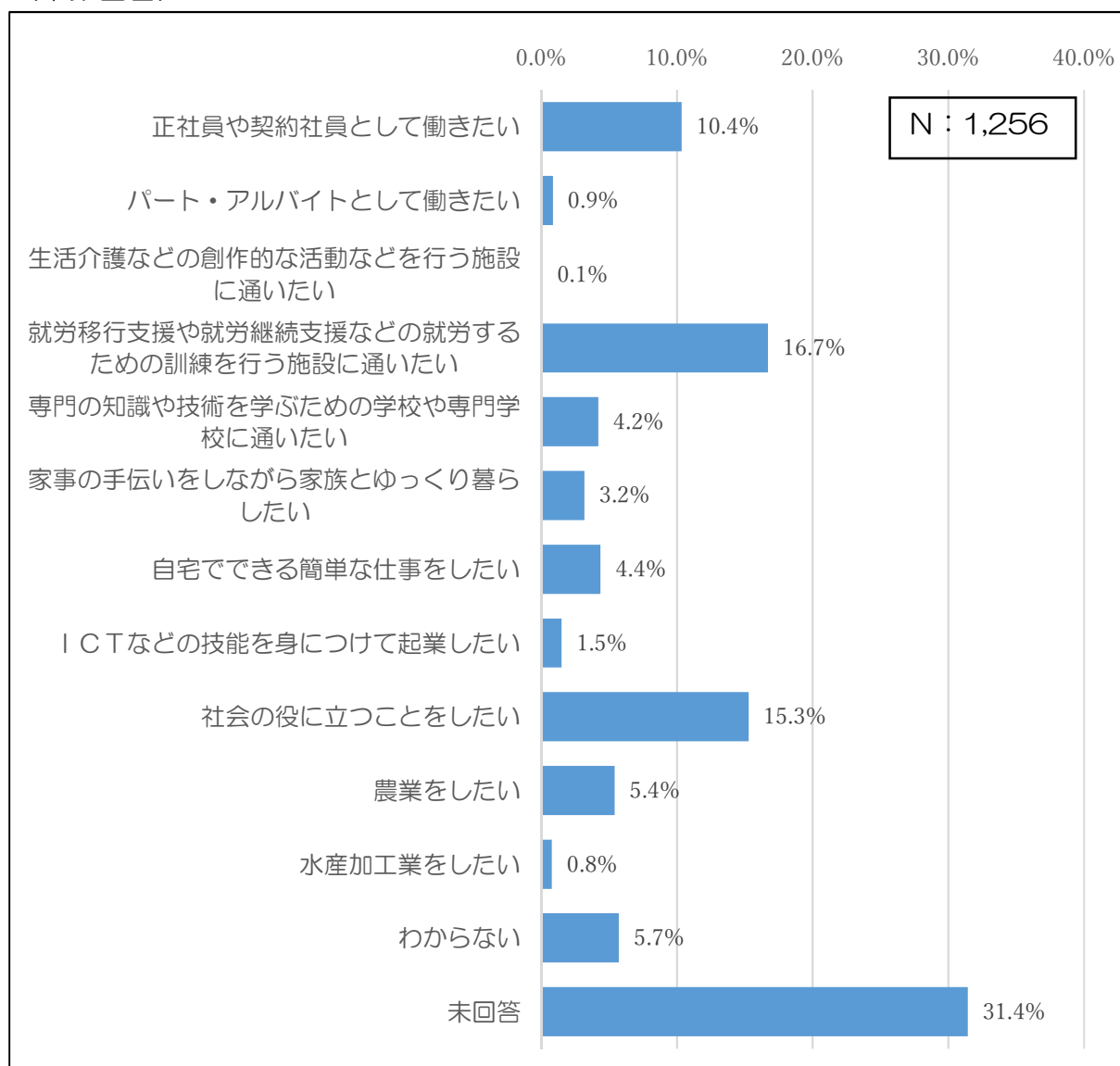
◇障害のある方への理解のために力を入れるべきことでは、「小・中学校, 高校などでの福祉教育の充実」が最も多く、次いで「障害のある人自身が積極的に社会参加をすること」、「スポーツ, 文化活動等を通じた障害の方と地域の交流」と続きます。

L 障害のある人が地域で生活するために重要な取り組みは何だと思えますか。
 (複数回答)



◇障害のある人が地域で生活するために重要な取り組みとしては、全て障害種別で「相談窓口や情報提供の充実」が 32.9%と最も多くなりましたが、知的障害のある方については「グループホームなど共同生活の場の充実」や「障害者を対象とした入所施設の充実」という回答も多くありました。

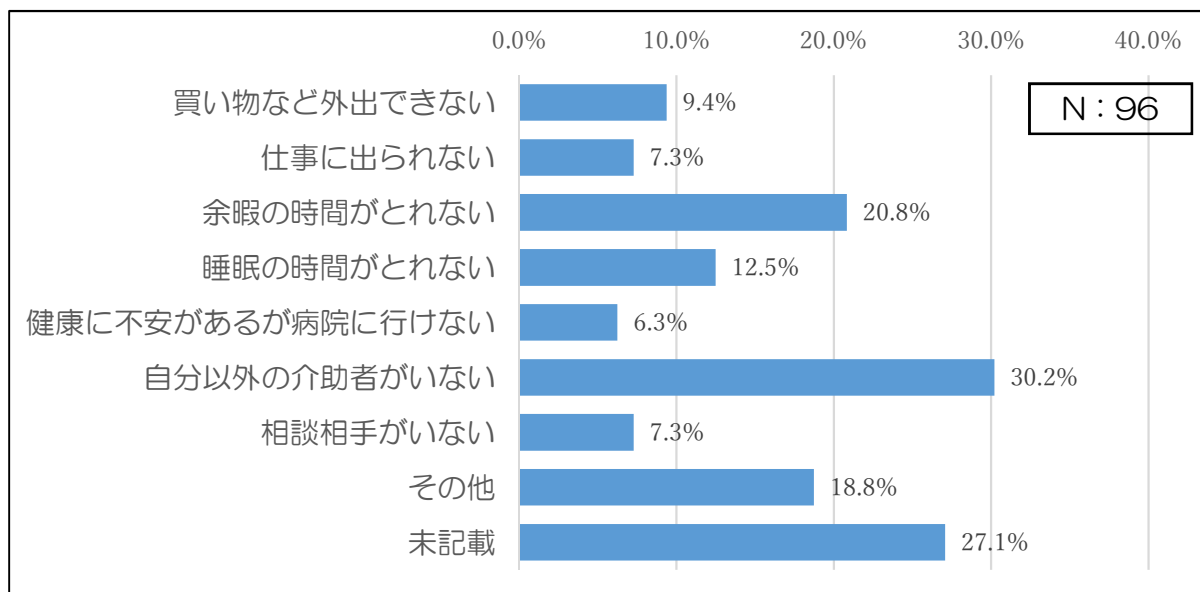
M 今後（未成年の方は教育課程終了後）どのような生活がしたいですか。
（単数回答）



◇今後どのような生活がしたいかでは、「就労移行支援や就労継続支援などの就労するための訓練を行う施設に通いたい」（16.7%）、「社会の役に立つことをしたい」（15.3%）が多くなっており、「正社員や契約社員として働きたい」（10.4%）や「農業をしたい」（5.4%）という回答もありました。

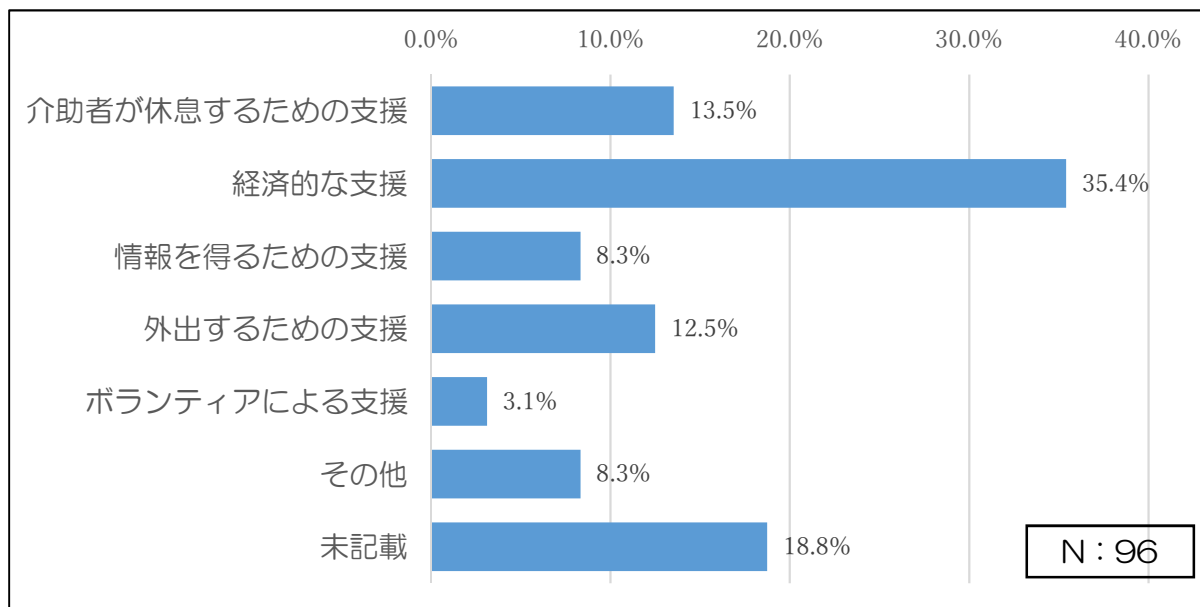
(2) 障害のある方のご家族へのアンケート

A1 介助で負担に感じることは何ですか。(複数回答)



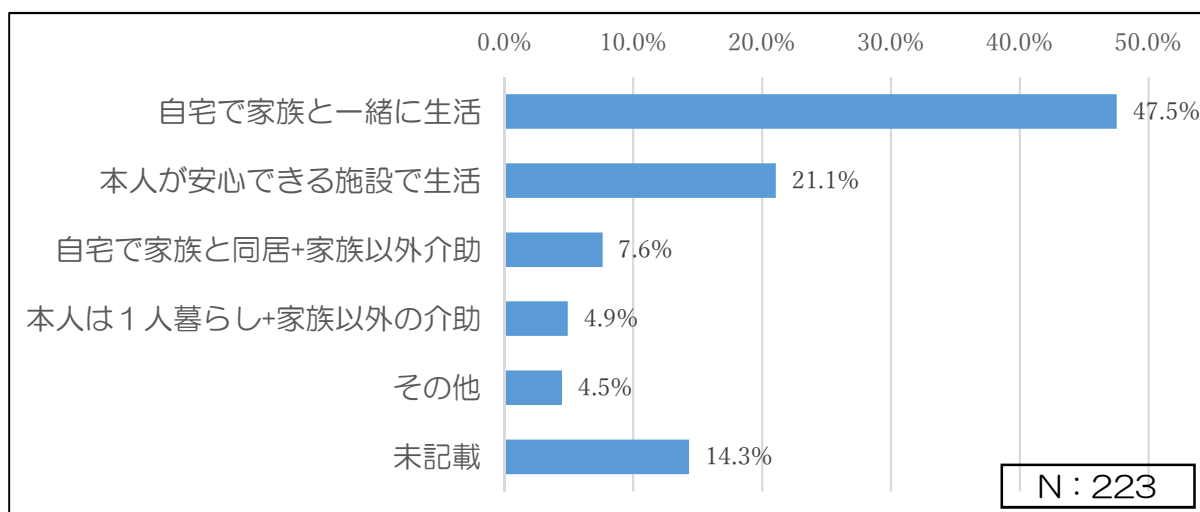
◇介助で負担に感じることは、「自分以外の介助者がいない」(30.2%)が最も多く、次いで「余暇の時間が取れない」(20.8%)、「睡眠の時間がとれない」(12.5%)となっています。

A2 介助する上で、今後どのようなことが充実すればよいと思いますか。(単数回答)



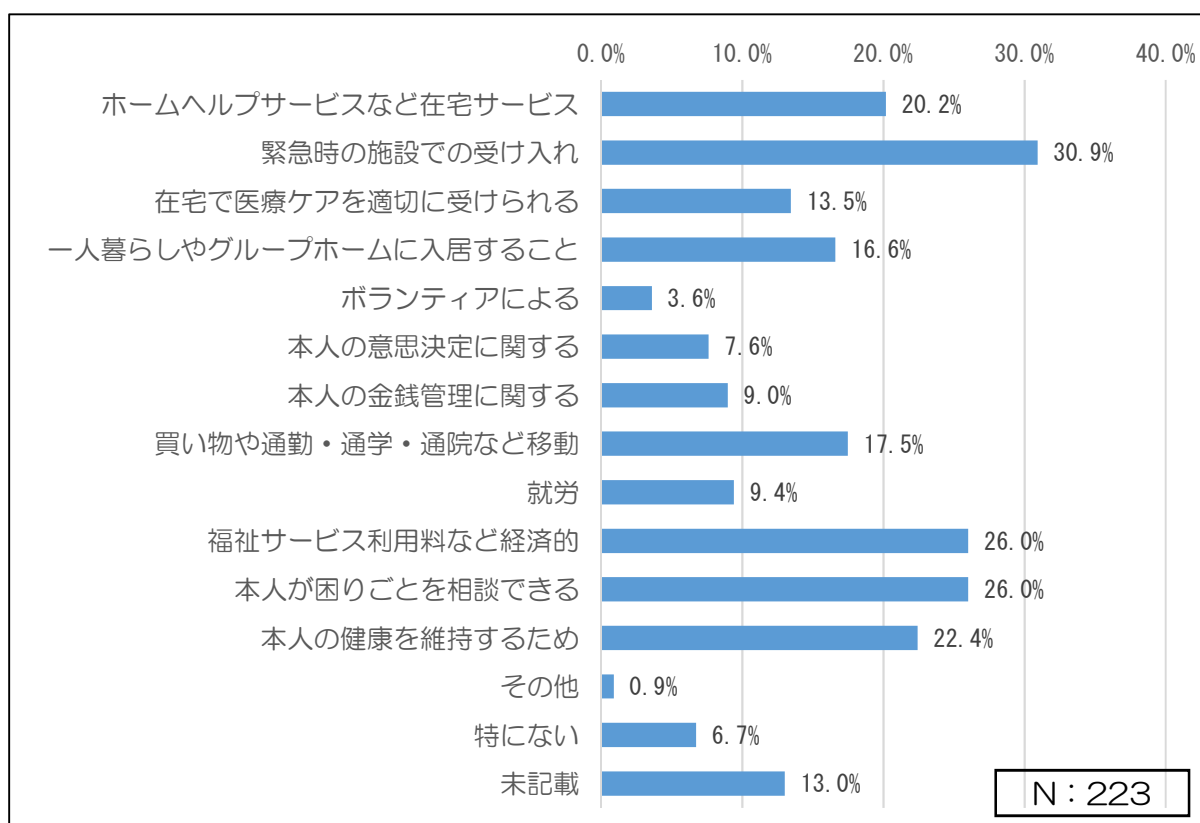
◇介助する上で充実を望むものは、「経済的な支援」(35.4%)が最も多く、「介助者が休息するための支援」(13.5%)、「外出するための支援」(12.5%)、「情報を得るための支援」(8.3%)となっています。

B1 本人の将来の生活についてどのようにお考えですか。(単数回答)



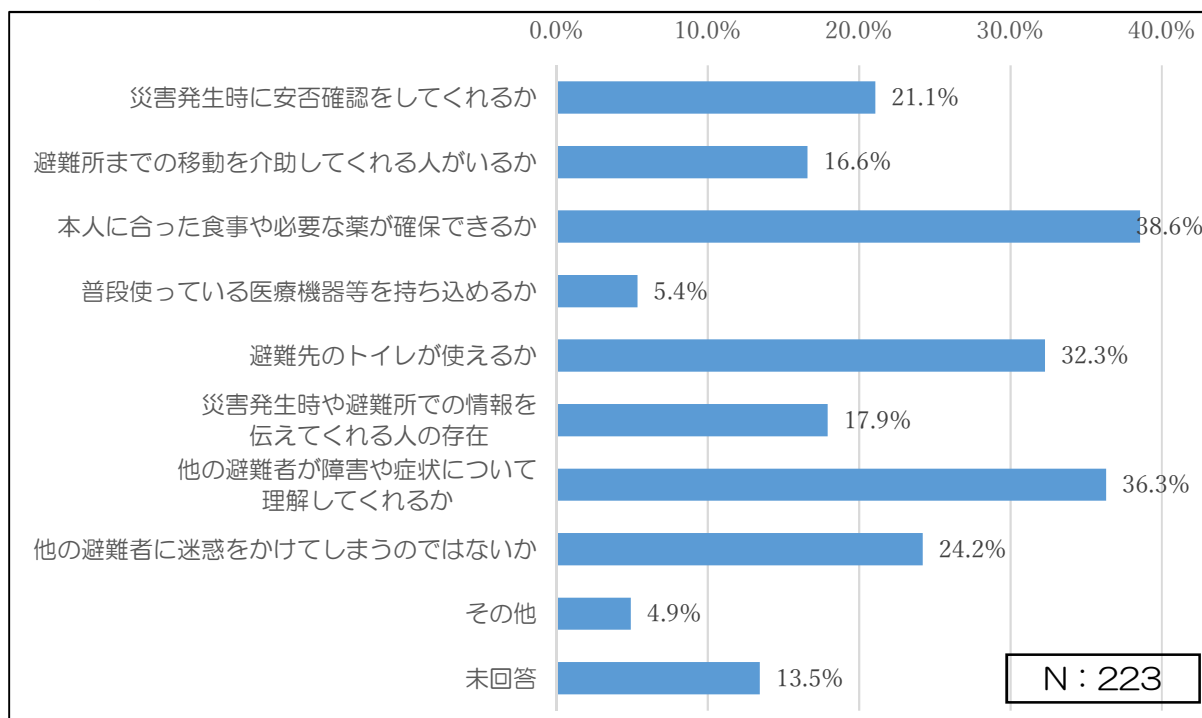
◇本人の将来の生活については、「自宅家族と一緒に生活」(47.5%)が最も多く、次に「本人が安心できる施設での生活」(21.1%)が多くなっています。

B2 本人が地域で生活していくためにどのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)



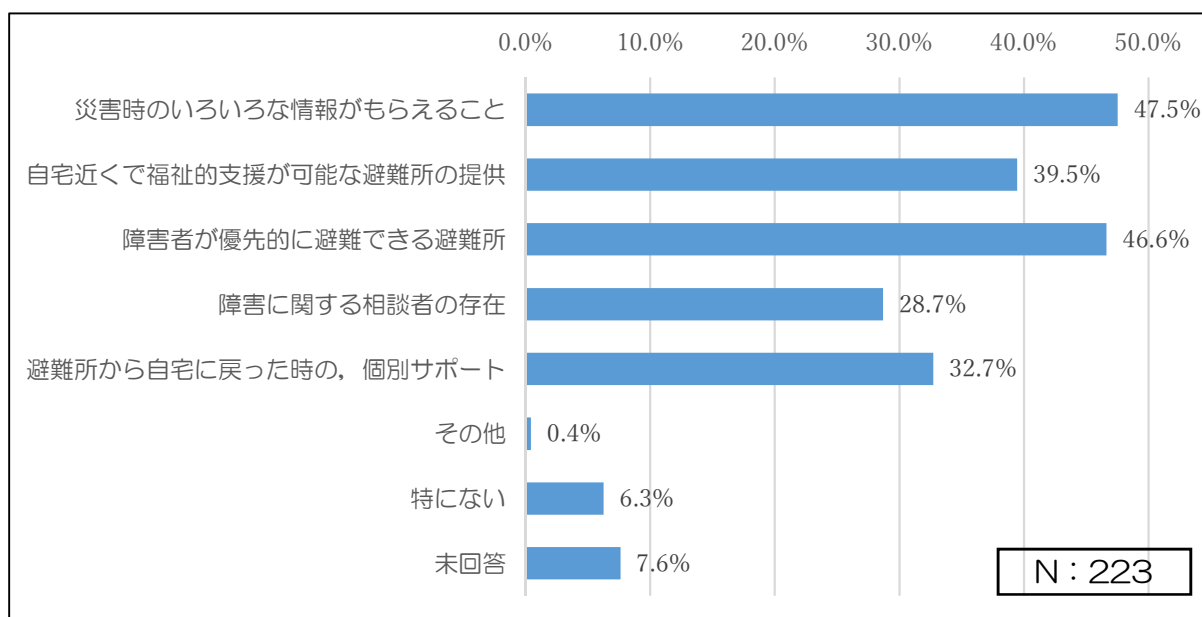
◇地域で生活していくために必要な支援は、「緊急時の施設での受け入れ」(30.9%)が最も多く、次に「経済的な支援」(26.0%)、「困りごとの相談」(26.0%)が多くなっています。

C1 災害発生時や避難所で不安に思うことは何ですか。(複数回答)



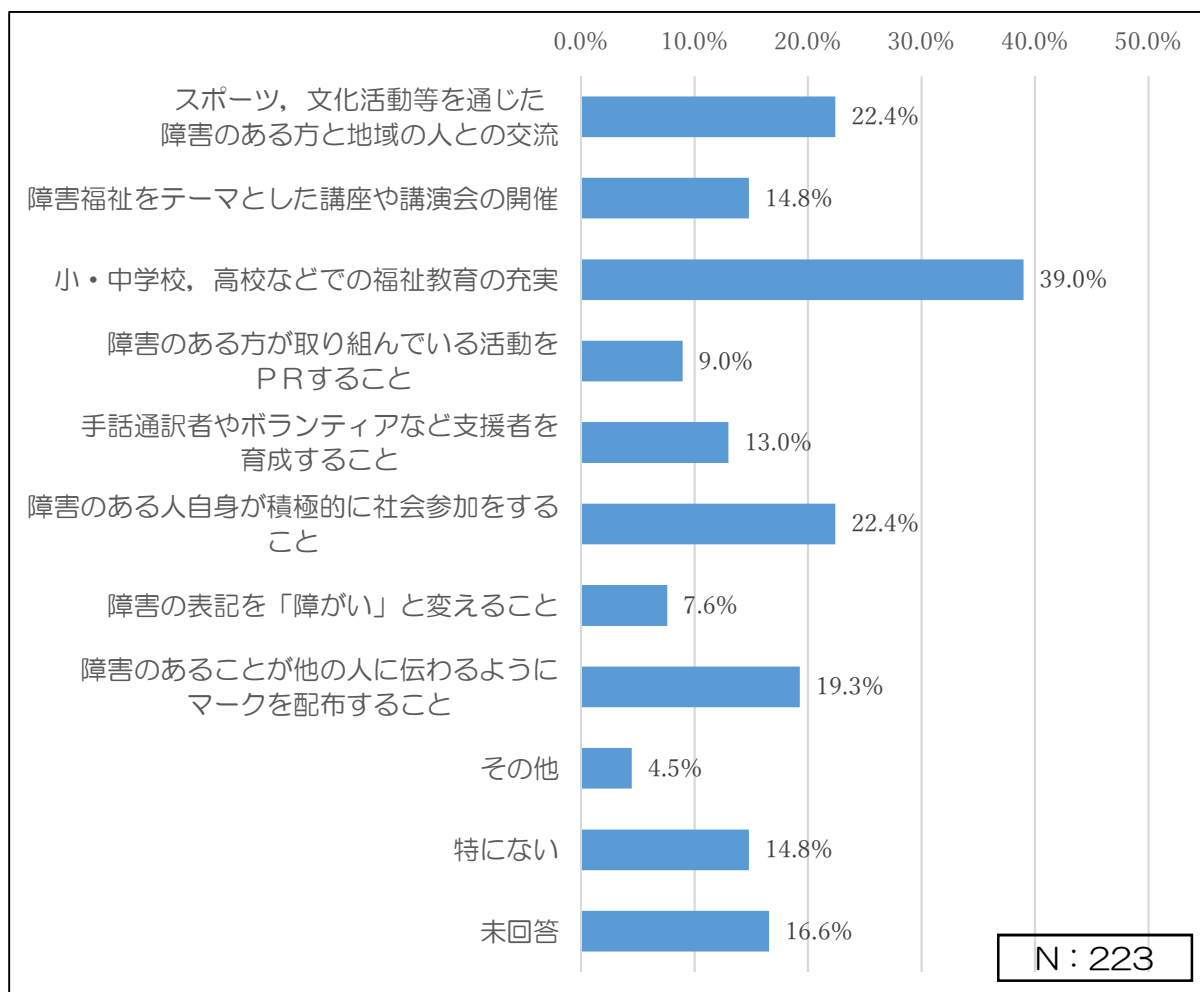
◇災害発生時や避難所で不安に思うことは、「本人に合った食事や必要な薬の確保」(38.6%)が最も多く、次に「他の避難者が障害や症状を理解してくれるか」(36.3%)や「避難先のトイレが使えるか」(32.3%)が多くなっています。

C2 大きな災害があった時にどのような支援があったらよいと思いますか。(複数回答)



◇大きな災害があった時の支援では、「災害時のいろいろな情報がもらえること」(47.5%),「障害者が優先的に避難できる避難所」(46.6%)が多くなっています。

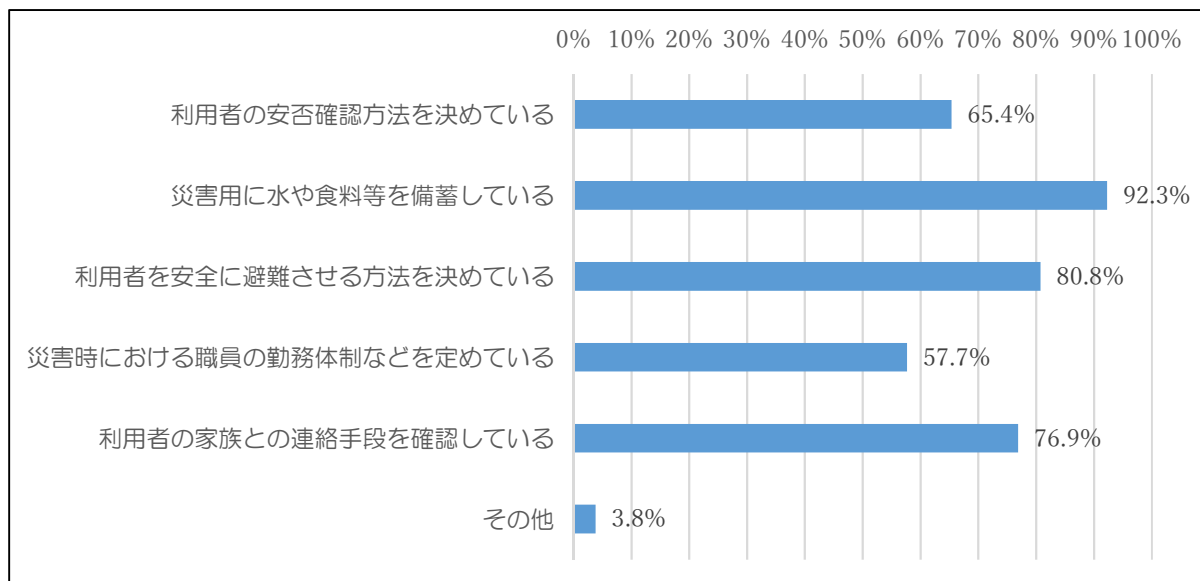
D1 障害のある方への理解のために今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）



◇障害のある方への理解のために力を入れるべきことは、「小・中学校，高校などでの福祉教育の充実」（39.0%）が最も多く、「スポーツ，文化活動等を通じた障害のある方と地域の人との交流」（22.4%）、「障害のある人自身が積極的に社会参加すること」（22.4%）が次に多くなっています。

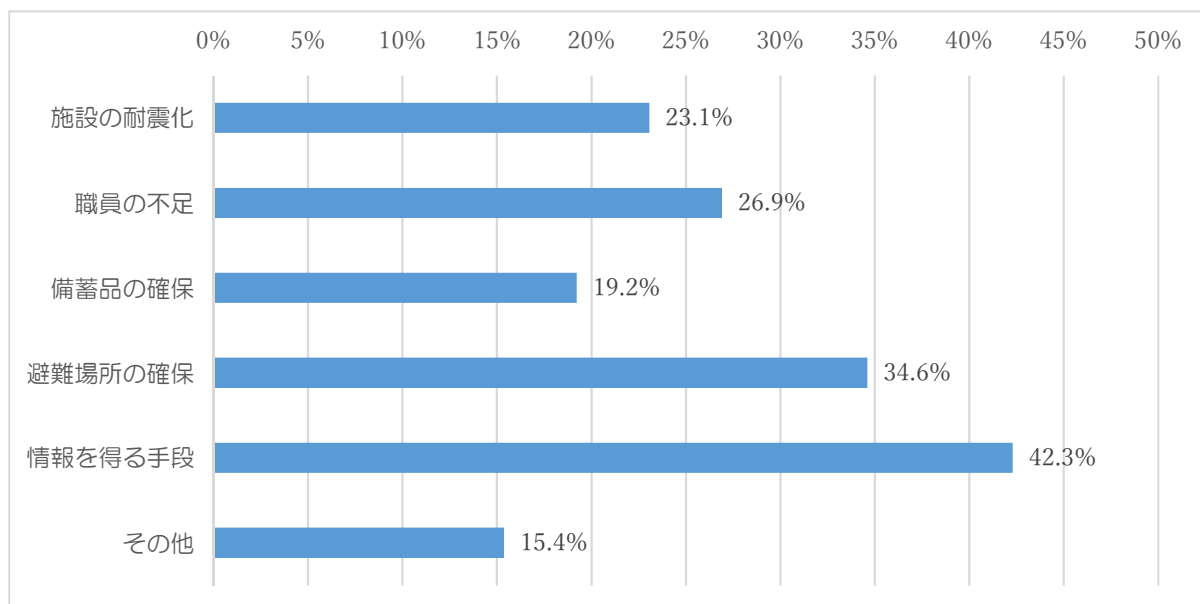
(3) 障害福祉事業所へのアンケート

●防災対策として取り組んでいることはありますか。



◇防災対策として取り組んでいることは、「災害用に水や食料等を備蓄している」(92.3%)が最も多く、「利用者を安全に避難させる方法を決めている」(80.8%),「利用者の家族との連絡手段を確認している」(76.9%)が次いで多くなっています。

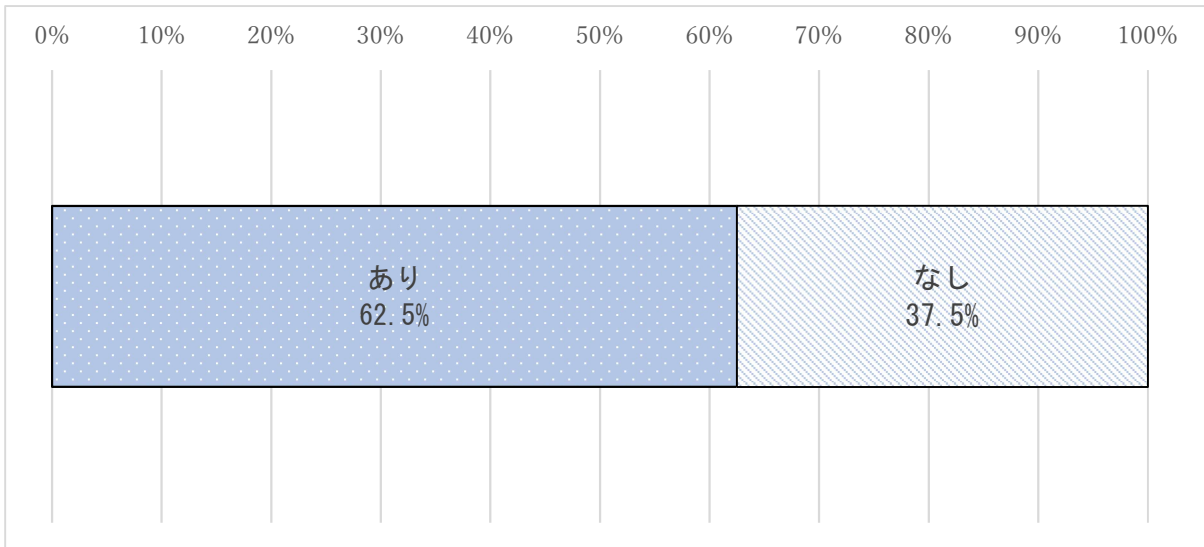
●防災対策の課題と感ずることは何ですか。



◇防災対策の課題としては、「情報を得る手段」(42.3%)が最も多く、次いで「避難場所の確保」(34.6%),「職員の不足」(26.9%)となっています。

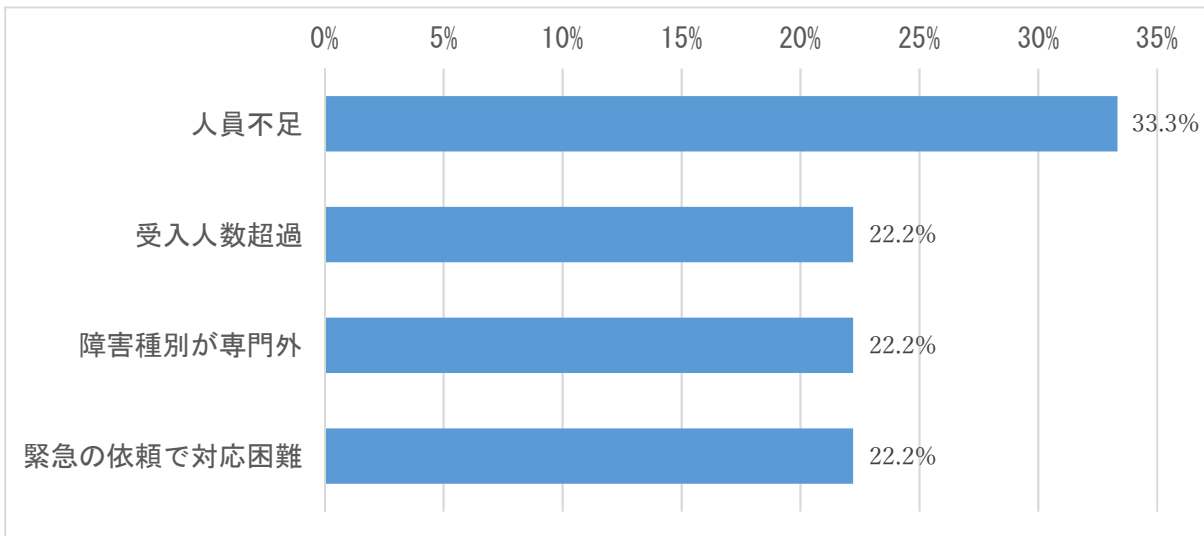
(4) 相談支援事業所へのアンケート

●過去1年間に利用希望の受け入れができなかった事業はありますか。



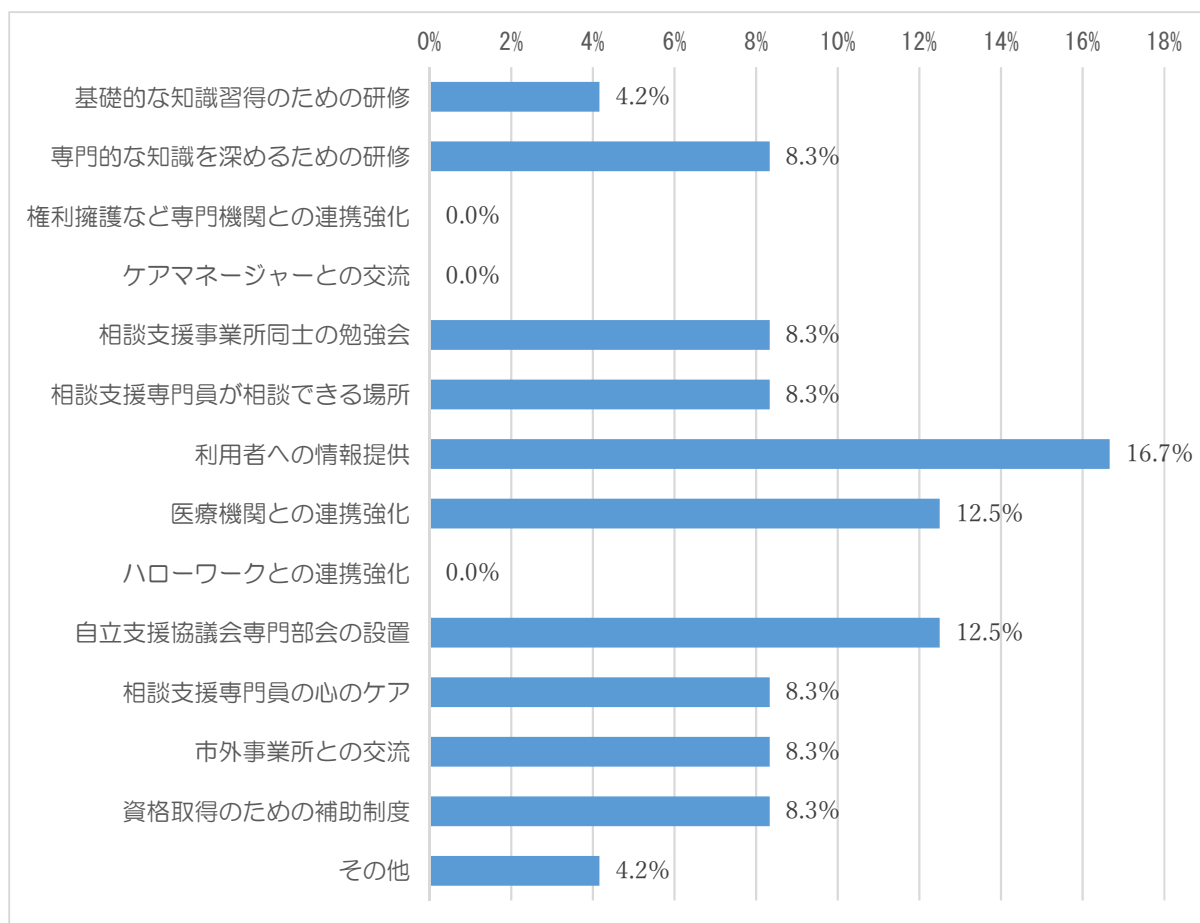
◇回答頂いた相談支援事業所の62.5%で、過去1年間に利用希望の受け入れができなかった結果となっています。

●受け入れできなかった理由は何ですか。



◇受け入れできなかった理由は「人員不足」が最も多く33.3%となっています。

●相談支援事業の充実に向けて必要と思うことは何ですか。



◇相談支援事業の充実に向けて必要と思うことは、「利用者への情報提供」(16.7%)が最も多く、次いで「医療機関との連携強化」(12.5%)、「自立支援協議会専門部会の設置」(12.5%)が多くなっているほか、「専門的な知識を深めるための研修」(8.3%)や「相談支援事業所同士の勉強会」や「相談支援専門員が相談できる場所」なども多くなっています。

4 これまでの取り組み

「ひたちなか市障害者プラン第2期計画」においては、基本理念である『地域での共生』の実現に向け、5項目の基本方針により施策を推進してきました。第3期計画の策定にあたり、第2期計画における施策の実施状況を振り返ります。

(1) 地域での共生と支援

①社会参加の推進

障害のある方の活動を支援する障害福祉関係ボランティア団体の数は、19団体から23団体に増加しました。また、聴覚に障害がある方の活動を支援する手話通訳や要約筆記の派遣（意思疎通支援事業）利用者数は年間派遣回数274件から373件に増加しています。

障害のある方への理解を深めるための施策としては、平成29年度より「障害者理解促進事業」を開始したほか、障害に関する正しい知識や障害福祉団体の活動を市報ひたちなかに掲載し理解促進に努めました。

②情報の提供と相談体制の整備

障害のある方やその家族からの相談を受け、必要な情報の提供や活動機会を提供する地域活動支援センター2か所については、近隣市町村と共同で運営補助を行い、継続的に支援してきました。

相談支援事業については、市の窓口のほか、委託による相談支援事業所を2か所設置して相談を行いました。また、サービス等利用計画・障害児支援計画などの作成や基本相談を行う特定相談支援事業所は、障害者を対象とする事業所が6か所から14か所、障害児を対象とする事業所が3か所から10か所に増加しました。また、これらの計画の作成率は100%となっており、サービスを利用する方全員の計画が作成されています。

③教育育成体制の整備

平成25年2月に開設した「みんなのみらい支援室」による保育所、幼稚園、小学校への巡回相談や保育士・教諭向けスキルアップ講習会、保護者との個別面談やペアレントトレーニング等の実施により、児童に対する支援環境の向上を図りました。

また、学校介助員については、35人から46人に増員するなど計画的な配置に努めました。

さらに、障害に関する理解を市民に広めるため、社会福祉協議会において小中学校に対する福祉教育推進に努めました。

(2) 生きがいのある生活の推進

①就労の促進

障害のある方への就労支援については、障害福祉サービス費・更生訓練費の支給、特別支援学校の進路相談会における福祉制度の説明などを行いました。

また、就労支援事業所製作品の販売促進を通じて障害のある方の社会参加意欲と工賃の向上を図るため、共同受注窓口として「ひたちなか市福祉の店連絡協議会」を組織し、市と事業所の連携を図りながら市庁舎市民ホールでの定期販売会開催や市の事業における物品の調達、役務の提供を推進しました。

②文化・スポーツ活動の推進

障害のある方への文化活動支援として、市立図書館において図書の自宅配本や点字図書の購入などを行いました。

また、スポーツ活動への支援として、市心身障害者（児）スポーツ大会を毎年開催し、参加団体は10団体から18団体に増加しています。

(3) 保健・療育事業による支援

①保健事業による支援

障害のある児童や保護者への支援については、1歳6か月健診や3歳児健診などでの早期発見に努めるとともに、保護者への相談や事後指導など母子保健の充実を図りました。また、心の健康づくり講演会や精神デイケアの開催などを継続的に行い、精神保健の推進を図りました。

②療育事業による支援

言語や発達について支援が必要な児童が集団生活への適応に向けた訓練を行う心身障害児療育訓練センターについては、利用希望者の増加とともに120名に定員を増やして対応を図ってきましたが、より一層の支援体制充実が望まれています。

さらに、発達に課題がある児童とその保護者及び支援者に対する支援の充実を図るため、平成25年2月に「みんなのみらい支援室」を開設しました。

(4) 福祉サービスによる支援

①障害者総合支援法の福祉サービスによる支援

障害福祉サービスの利用延べ件数は、介護給付・訓練等給付合わせて平成 22 年度末 8,549 件から平成 29 年度末 14,761 件と大幅に増加しました。また、障害児通所支援サービスについても平成 22 年度末 851 件から平成 29 年度末 5,213 件と急増しています。

サービスの支給決定については、市職員による面談と相談支援事業所が作成するサービス等利用計画に基づき、利用に支障がないよう財源確保と給付の適正化に努めました。

②その他の福祉サービス

地域生活支援事業や市の独自施策による福祉サービスとして、日常生活用具の支給品目追加や障害者手帳取得用診断書料助成の拡大、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成など、障害のある方の利便性向上のための施策の充実を図りました。

(5) 生活環境の整備

①居住環境の整備

居住環境の整備については、住宅改修費の助成を継続的に実施しました。市内におけるグループホームの数は、5 か所から 14 か所に増えています。

②生活環境の整備

歩道等のバリアフリー化については、「ひたちなか市交通バリアフリー基本構想」に基づき、勝田駅周辺地区における段差解消や点字ブロックの設置を行いました。

外出の支援については、福祉有償運送や移動支援事業による移動手段の確保に努めました。

第3章 計画の体系

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

第3期障害者プランにおける基本理念を次のとおりとします。

みんなでつくる 地域で共に生きるまち

本市ではこれまで、『地域での共生』を基本理念として、障害の有無に関わらず市民ひとりひとりがともに助け合い、支え合って「思いやりの心」を育む地域社会の実現を目指してきました。

前回プランの策定から10年が経過しましたが、この間、障害者基本法の改正や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行など社会情勢は大きく変化してきました。

近年、障害のある方の生活スタイルも変化しており、従来に比べて外出する機会も多くなりました。一方で、障害のある方が社会で不自由なく活動するためには依然として多くの障壁があります。これらを取り除くためには、障害の「ある」「ない」にかかわらず日頃から積極的に接点を持ち対話を重ねることでお互いの理解を深めていくことが重要です。

市内では、福祉の向上を目指してさまざまな活動が行われており、それらは一人一人の市民の努力で支えられています。また、障害のある方自身も、自らまちに出て積極的に活動する方や就労訓練やリハビリ訓練に励む方、在宅で医療ケアを受けながら生活する子どもたちなど、それぞれが毎日を一生懸命に生きています。

第3期障害者プランでは、障害のある人とない人が支援する側とされる側という関係性から一歩前に進み、当事者や支援団体、ボランティアや市民の方など市内で生活する全ての人が、みんなで少しずつ力を合わせながら、子どもから大人まで障害の有無に関わらず誰もが地域社会の一員として認められ、共に支え合い、関わり合いながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(2) 基本方針

第3期障害者プランにおける基本方針は、以下の4項目とします。

1 共生への理解が広がるまちをめざして

障害のある方の社会参加の推進や福祉教育，市民への理解啓発を通じて，障害のある方の現状を知り，障害のある人もない人もお互いが自然に支え合い，理解を深めることで差別や虐待のないまちをめざします。

2 自分らしく暮らせるまちをめざして

子どもから大人までそれぞれのライフサイクルにおいて必要とされる支援が適切に受けられるよう，障害のある方が相談できる場所の確保とサービス提供体制の充実を図り，障害のある方が自らの希望を実現できるまちをめざします。

3 支え合い安心できるまちをめざして

地域との交流促進やボランティア活動の推進により日常的なつながりを構築し，障害のある方が災害時にも孤立せずお互いに支え合うことができるまちをめざします。

4 誰もが参加できるまちをめざして

障害のある方が社会参加する時に障壁となるさまざまなバリアを取り除き，誰もが自由に活動し，生きがいを持って生活できるまちをめざします。

2 施策の体系と重点施策

(1) 施策の体系について

<基本理念>

みんなで作る
地域で共に生きるまち

<基本方針>

1 共生への理解が広がるまちをめざして

〔基本目標〕

(1) 自主活動の推進

(2) 理解啓発の推進 ★【重点施策1】

(3) 差別解消と権利擁護の推進

2 自分らしく暮らせるまちをめざして

〔基本目標〕

(4) 障害児支援の充実 ★【重点施策2】

(5) 情報提供と相談の充実

(6) 福祉サービスの充実

(7) 就労支援の充実

3 支え合い安心できるまちをめざして

〔基本目標〕

(8) 地域交流の推進

(9) 災害時の支援の充実 ★【重点施策3】

4 誰もが参加できるまちをめざして

〔基本目標〕

(10) 居住の確保と生活環境の充実

(11) 外出支援の充実

(12) スポーツ・芸術文化・余暇活動の充実

(2) 重点施策について

第3期障害者プランにおける重点施策は次のとおりとします。

重点施策1 理解啓発の推進

- 障害者理解促進事業の推進
- 広報の充実
- 合理的配慮の提供促進に向けた支援の充実

○市民福祉意識アンケート調査から

「障害者差別解消法」について、約7割の方が「知らない」「よくわからない」と答えています。また、障害がある方が外出先で実際に困っているのを見かけたことが「ある」方は28.2%となっています。一方で、手助けが必要な人がいたら手伝いたいと思うかの項目では、「そう思う」「ややそう思う」方が70.2%となっています。

○障害のある方へのアンケート調査から

障害のある方への理解のために力を入れるべきこととして、「小中学校・高校での福祉教育の充実」が22.2%、「障害のある人自身が積極的に社会参加すること」が16.1%となっています。

これらのことから、障害のある方と地域で接する機会が少ない現状では、お手伝いしたい気持ちがあっても実行する機会がない、もしくは何を手伝ったらよいかかわからず実行に移せないことがあるようです。

今後は障害のある方と地域の方が交流する機会を拡大する施策や福祉教育の一層の推進、理解啓発の推進が必要です。

重点施策2 障害児支援の充実

- 保健・医療・福祉サービスの充実
- 保護者支援の充実
- 療育訓練の充実
- 切れ目のない支援体制の構築

○障害のある方の家族アンケート調査から

家族が介助で負担に感じることとして、「自分以外に介助者がいないこと」が30.2%、「余暇の時間がとれない」が20.8%、「睡眠の時間がとれない」が12.5%となっています。

今後希望する施策の充実で最も多いのは「経済的な支援」で35.4%、続いて「介助者が休息するための支援」が13.5%となっています。

本人が地域で生活していくために必要な支援については、「緊急時の施設での受け入れ」が30.9%と最も多くなっています。また、「ホームヘルプなど在宅サービスの充実」を望む方が20.2%、「在宅での医療ケア充実」を望む方が13.5%となっています。

また、本人アンケートでは地域で生活するために必要なこととして「早期発見・早期療育の充実」(8.1%)や「障害特性に合った適切な保育・教育の場の充実」(8.5%)を望む声もみられ、幼少期からの支援環境充実が期待されています。

これらのことから、介助する家族を支援する施策と障害児の育成を支援する施策の充実が必要です。

重点施策3 災害時の支援の充実

- 防災意識の向上に向けた支援の充実
- 災害時における支援の充実

○障害のある方へのアンケート調査から

市が主催する防災訓練に参加したことがあるかという設問では、「参加したことがない」が73.4%、「毎年参加している」はわずか3.7%という結果になっています。参加しない理由としては、「参加方法がわからない」方が37.0%、「日程がわからない」方が18.0%、「障害があるので参加しづらい」を選んだ方が16.7%となっています。

○サービス提供事業所へのアンケート調査から

事業所における防災対策については、ほとんどの事業所で「水や食料等の備蓄」(92.3%)がされていました。その他の対策としては、「利用者の避難方法を決めている」(80.8%)、「利用者の家族との連絡手段の確認」(76.9%)、「利用者の安否確認方法を決めている」(65.4%)となっており、利用者の安全確保に向けた対策がとられています。

防災対策の課題としては、「情報を得る手段」が最も多く42.3%、「避難場所の確保」が34.6%、「職員の不足」が26.9%となっています。

災害が起ころうとも利用者の安全が確保され、混乱なく避難するためには、日頃からの備えを充実させる必要があります。また、障害があることで地域の避難所に行くことをためらう意見もあることから、障害がある方の受け入れについて理解を求めていく必要があります。

第4章 基本計画

1 共生への理解が広がるまちをめざして

基本目標 1 自主活動の推進

【現状と課題】

市内には、身体・視覚・聴覚の各障害者協会や地域家族会、手をつなぐ育成会などの当事者団体で組織する「ひたちなか市心身障害者連絡協議会」やボランティア団体で組織する「ひたちなか市ボランティア連絡協議会」など、さまざまな団体が障害のある方の福祉向上を目指して自主的に活動に取り組んでいます。

近年、当事者団体や家族団体においては高齢化や会員の減少が課題となっており、活動継続に向けた対策が求められています。

【今後の方針】

施策1 ボランティア活動の充実

- ・手話奉仕員等養成講座を開催し、担い手育成に努めます。
- ・点字、手話、要約筆記等の普及啓発に努めます。
- ・市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

施策2 相談員活動の充実

- ・障害者相談員の周知を図り利用促進に努めます。
- ・障害者相談員による個別相談会を開催します。
- ・各種研修会への参加を通じて障害者相談員の質の確保に努めます。

施策3 団体活動の充実

- ・当事者団体の活動内容を市民が知る機会を増やします。
- ・当事者団体と市が協力しながら団体活動の活性化を図ります。
- ・市と当事者団体の定期的な意見交換会を実施します。

(資料) 市内の当事者団体[心身障害者連絡協議会加盟団体]

団体名(順不同)	
ひたちなか市身体障害者福祉協会	ひたちなか市聴覚障害者協会
ひたちなか市障害児者育成会	ひたちなか地域家族会
ひたちなか市視覚障害者協会	

基本目標2 理解啓発の推進（重点施策1）

【現状と課題】

障害のある方は、日常生活や社会生活においてさまざまな不便さや不利益を感じています。障害のない方から見ると当たり前に見えることでも、障害がある方にとっては大きな壁となっていることも社会にはたくさんあります。

障害のある人とない人が共に歩むためにはそれぞれの立場を理解してお互いを知ることが重要です。市では、障害のある方が自ら講師となり、ボランティアの方と協力しながら福祉教育や啓発を行う障害者理解促進事業に取り組んでいますが、今後、更に理解を広めていく必要があります。

【今後の方針】

施策4 障害者理解促進事業の推進

- ・小学校や中学校，高校への出前授業を行います。
- ・市民や団体，民間事業者などを対象とした理解促進講座を開催します。 **強化**

施策5 広報の充実

- ・障害のある方が地域で活動する姿を市報などで積極的に伝えます。
- ・多様な情報媒体を活用した情報発信に努めます。

施策6 合理的配慮の提供促進に向けた支援の充実

- ・民間事業者や団体が合理的配慮を提供するための助成を行います。 **新規**
- ・公共施設における合理的配慮の提供を推進します。
- ・耳マークや補助犬マークなどの普及啓発に努めます。
- ・外見ではわからない障害のある方が周囲に援助を求めるためのヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発に努めます。 **新規**

基本目標3 差別解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

障害のある方への差別や虐待は、絶対にあってはならないことです。誰もがいけないことだとわかっているにもかかわらず、障害に関する無理解や対話不足による差別や虐待を完全に防ぐことは困難です。しかし、地域で障害のある方を正しく理解して見守ることができれば、差別や虐待のサインを早期に発見して予防することができます。市では、県や関係機関と連携を図りながら差別や虐待の相談にあたっていますが、今後更に市民に向けて差別解消や虐待防止について周知を図っていく必要があります。

また、障害のある方の中には、意思を十分に発信できない方もいらっしゃいます。保護者の方は、自分が亡くなった後、障害のある子の権利保護や意思が尊重された生活を送ることができるか大変心配されています。将来を見据えて、成年後見制度の更なる周知や本人の意思決定支援の充実などが望まれます。

【今後の方針】

施策7 差別解消と虐待防止の推進

- 通報窓口の周知に努めます。
- 差別解消や虐待防止について正しい知識の普及を図ります。

施策8 権利擁護の推進

- 成年後見制度の普及啓発に努めます。
- 市民や事業所を対象とした障害者権利擁護学習会を開催します。
- 県央地域定住自立圏協定に基づき、権利擁護支援の充実を図ります。

2 自分らしく暮らせるまちをめざして

基本目標4 障害児支援の充実（重点施策2）

【現状と課題】

本市では、「みんなのみらい支援室」を発達障害に関する支援拠点として幼稚園や保育所、小中学校への巡回相談や保護者との個別相談などを行っています。

また、心身障害児療育訓練センターでは、心身の発達に心配のある児童に対し、日常生活動作や集団生活への適応訓練などを行っています。

障害児の支援にあたっては、本人の特性を周囲の人が理解して一貫した支援を提供することが望まれます。障害のある方のライフステージに合わせた支援が必要であり、今後は、今まで以上に各分野の連携を図りながら、保護者の不安解消と本人が快適に過ごせる環境づくりを進めていく必要があります。

【今後の方針】

施策9 保健・医療・福祉サービスの充実

- ・ 1歳6か月健診や3歳児健診における障害の早期発見と早期支援に努めます。
- ・ 医療的ケア児を地域で支える社会資源の充実を図ります。

施策10 保護者支援の充実

- ・ 小学生の保護者を対象とした発達支援出前講座を開催します。
- ・ 保護者の方が地域で利用できる制度や相談機関に関する情報提供に努めます。

施策11 療育訓練の充実

- ・ 集団生活への適応が困難な児童が適切な療育訓練を受けることができるよう、心身障害児療育訓練センター（かなりや教室・野蒜教室）における個別訓練の充実を図ります。
- ・ 障害児の能力を伸ばすための支援の充実を図ります。

施策12 切れ目のない支援体制の構築

- ・ 教育と福祉がそれぞれの専門性を生かしながら相互に連携を図ります。
- ・ 支援者向けスキルアップ講習会を開催します。
- ・ みんなのみらい支援室による巡回相談の充実を図ります。

基本目標5 情報提供と相談の充実

【現状と課題】

障害のある方へのアンケート調査では、「障害福祉サービスを利用するときどのようなサービスがあるのかわからなかった」（11.7%）、どの事業所を利用してよいかかわからなかった」（10.7%）など、サービス利用にあたって必要な情報を得ることが難しかったと回答しており、家族アンケートでも同様の傾向がみられました。

また、障害のある方の相談相手としては「同居の家族」（62.3%）「同居以外の親族」（21.8%）など身内に相談する傾向がみられました。

市では、相談窓口として市役所や委託相談支援事業所、地域活動支援センターなどを用意していますが、今後、市民への更なる周知を図るとともに、情報発信のあり方についても検討する必要があります。

【今後の方針】

施策 13 情報提供の充実

- ・相談窓口を周知するため、地図やイラストを活用したわかりやすい情報提供を行います。**新規**
- ・「市報ひたちなか」や「福祉ひたちなか」による情報提供を積極的に行います。
- ・市ホームページの掲載内容を随時見直しながら適切な情報提供に努めます。

施策 14 支援ネットワークの整備

- ・相談支援事業所の情報交換会やサービス提供事業所の合同研修会などを開催して市内事業者の連携強化を図ります。
- ・地域における課題の解決や支援の充実に向けて、自立支援協議会の専門部会を活用しながら検討を進めます。
- ・介護や医療など多職種による支援を円滑に進めるため、合同学習会や情報交換会を開催します。

基本目標6 福祉サービスの充実

【現状と課題】

福祉サービスの利用が生活の一部として浸透している現在では、自分に合った事業者を選択し、多様なサービスを組み合わせて自分らしい生活を送るために何が必要かを利用者が選択することが大切です。

今後は、地域生活を送る方への各種給付・助成事業を引き続き行いながら、より質の高いサービスの提供と障害のある方が必要な情報を獲得できるように情報支援の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

【今後の方針】

施策 15 障害福祉サービスの充実

- ・サービスの支給決定を公正かつ迅速に行います。
- ・相談支援専門員が幅広い知識を持ち質の高い支援を行えるように他分野の研修やスキルアップのための研修についての情報提供に努めます。
- ・短期入所については、利用者の意見にも耳を傾けながら充実を図るための方策を検討します。

施策 16 在宅福祉サービスの充実

- ・在宅で生活する方を経済的に支援する各種手当の支給や介護慰労金、難病患者見舞金の支給を行います。
- ・日常生活用具給付種目の充実に努めます。
- ・育成医療や更生医療の公費負担、障害者手帳取得時の診断書料助成、自動車改造費及び運転免許取得費の助成などを行います。

施策 17 情報支援の充実

- ・視覚や聴覚に障害がある方との接し方について研修する機会の充実に努めます。
- ・意思疎通支援事業及び手話奉仕員等養成研修事業の充実に努めます。
- ・聴覚や言語に障害がある方の緊急通報を援助する「NET119」及び「FAX119」を必要とする方への普及啓発に努めます。

基本目標7 就労支援の充実

【現状と課題】

障害のある方の雇用をめぐるっては、法定雇用率の引上げなど法整備が進められており、以前に比べると障害者雇用に対する企業側の意識は高まってきています。しかし、障害のある方が職場での偏見や差別を感じ、人間関係の難しさなどから就労を継続することが困難となる場合もあり、誰もが働きやすい労働環境をつくるため、寛容な社会の構築が求められています。

アンケート調査では、今後どのような生活がしたいかという質問に対し、「就労施設に通いたい」、「社員やパートとして働きたい」と答えた方が28%おり、「社会の役に立つことをしたい」と答えた方も15.3%いました。

障害があっても社会に参加して活躍したいという意欲を持つ方の気持ちを尊重して、それぞれの目標に向かって頑張る方を応援する施策の充実が求められます。

【今後の方針】

施策18 就労支援の充実

- ・特別支援学校と連携を図り、卒業後の福祉サービス利用や福祉制度に関する情報提供に努めます。
- ・茨城県障害者就労・生活支援センターと連携を図り、就労を希望する方の就職活動支援や就労後の生活支援を行います。

施策19 製作品の販売促進

- ・市内就労支援事業所が任意で加入して活動する「ひたちなか市福祉の店連絡協議会（通称 うぐいすもり 人来鳥の杜）」による販売を促進します。
- ・市報や市ホームページを活用し、就労支援事業所の生産活動や製作品の受注拡大を図ります。
- ・製作品の品質向上のための勉強会開催やブランド化などを検討します。

施策20 優先調達の推進

- ・「障害者優先調達法」に基づき、市の事業における物品調達や役務の提供に努めます。

3 支え合い安心できるまちをめざして

基本目標8 地域交流の推進

【現状と課題】

市では、市民がお互いに助け合いながら地域の福祉課題を解決するため、自治会やボランティア団体、NPO 法人などの協力を頂きながら、小地域ネットワークの構築やサロン活動への支援などの地域福祉活動を推進しています。しかし、近年は高齢化や家族構成の変化により地域の支え合いが難しくなっています。

障害がある方も地域の一員であり、アンケート調査でも自治会や近所の人との交流を求める意見や積極的に社会参加するべきとの意見がありました。

これまでは、障害のある方は「福祉の受け手」と捉えられがちでしたが、今後は、それぞれができる範囲で地域活動に参加し、「受け手でもあり担い手でもある」存在として共に交流の輪を広げていくことが求められています。

【今後の方針】

施策 21 地域交流の推進

- ・ 障害のある方が自治会活動や交流活動に参加する機会の充実を図ります。

施策 22 地域福祉活動の推進

- ・ 障害のある方を支えるボランティア活動の充実を図ります。
- ・ 障害のある方が地域の方と共に集い自由に過ごせる居場所づくりに努めます。

基本目標9 災害時の支援の充実（重点施策3）

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本市も大きな被害に見舞われ、多くの市民が不安な日々を過ごしました。

市では、災害時の対応としてまずは身近な地域の避難所への避難を呼びかけていますが、避難所への移動が難しい重度の身体障害をお持ちの方や単独では移動できない視覚障害をお持ちの方、常時医療的なケアが必要な方などが安全に避難する方法を地域の方や関係機関とともに検討していくことが必要です。

アンケート調査によると、避難所での生活に関して、薬の確保や避難先のトイレの問題のほか、他の避難者が障害や症状について理解してくれるか心配という意見も見られました。

また、災害への備えとして水や食料は多くの方が備蓄していますが、衛生用品や生活用品、家族との連絡手段などを準備している方は少なく、家庭での備えが進んでいない状況です。障害のある方にも災害への備えについて日頃から関心を持っていただくことが大切ですので、災害への備えについて理解を広めていく必要があります。

【今後の方針】

施策23 防災意識の向上に向けた支援の充実

- ・避難場所の周知や適切な避難行動など防災知識の啓発に努めます。
- ・緊急時に備えた物資の備蓄や家族との連絡手段の確認など、身の回りの防災対策について啓発に努めます。新規

施策24 災害時における支援体制の構築

- ・市と障害福祉事業所が災害時に連携できるよう、緊急連絡網を整備します。新規
- ・市内障害福祉事業所や団体の方と連携しながら合同避難訓練を実施します。

4 誰もが参加できるまちをめざして

基本目標 10 居住の確保と生活環境の充実

【現状と課題】

本市では、中心市街地や主要駅を中心として歩道の段差解消や点字ブロックの敷設を計画的に進めてきました。しかし、アンケート調査では、外出の時に不便に感じることや困ることとして「歩道や道路、出入口の段差」(18.8%)、「階段の昇降が困難」(18.0%)を選んだ方が多く、依然として外出時に困難を感じている方が多い現状です。

障害のある方が地域で活動するためには、安心して暮らせる居住の場の確保と生活環境の充実が欠かせません。今後、バリアフリー化を更に進めながら障害のある方が社会参加しやすい環境を整えていく必要があります。

【今後の方針】

施策 25 居住環境の充実

- ・ 住み慣れた自宅での生活を円滑にするため、日常生活用具の給付や住宅改修費の助成を行います。
- ・ 障害のある方が自ら希望する場所で生活できるよう、グループホームや市営住宅など居住の場の提供に努めます。
- ・ 住宅確保が困難な方への支援については、茨城県居住支援協議会と連携を図りながら支援に努めます。

施策 26 生活環境の充実

- ・ 既存道路の段差解消や点字ブロックの敷設、障害者用トイレの設置など市内のバリアフリー整備を計画的に進めます。
- ・ 障害者等用駐車場利用証を交付するとともに、駐車場の適正利用に関する啓発に努めます。

基本目標 11 外出支援の充実

【現状と課題】

本市では、市民の移動手段として自動車による移動が主流となっており、アンケート調査でも8割の方が移動手段について「自分や家族が運転する車」と答えています。また、障害のある方の外出頻度については「ほぼ毎日」(47.1%)、「週に2～3回」(29.3%)が多く、主な外出先は「コンビニエンスストア・スーパーマーケット」「会社・学校・福祉施設」「大型商業施設」となっています。

市では、スマイルあおぞらバスの運行やひたちなか海浜鉄道など公共交通の充実を図っていますが、公共交通だけでは目的の場所に到着できない視覚障害のある方や身体的な介助を要するため公共交通を利用できない方からは、移動手段の多様化を求める意見もあげられています。

今後、多様な障害や生活のニーズに合った外出支援の充実を図る必要があります。

【今後の方針】

施策 27 移動手段の充実

- ・バスや鉄道など公共交通機関の充実を図ります。
- ・視覚障害のある方の移動を支援する同行援護サービスの充実を図ります。
- ・移動支援事業や通院通所交通費助成事業の充実により障害のある方の移動手段の確保に努めます。

基本目標 12 スポーツ・芸術文化・余暇活動の充実

【現状と課題】

市では、市内の障害者団体や福祉事業所が参加する市心身障害者（児）スポーツ大会を開催しており、毎年多くの方が参加して他の団体との交流や体力づくりなどそれぞれの目標に取り組んでいます。また、茨城県障害者スポーツ大会では、陸上や水泳、卓球など様々な種目があり、多くの選手が参加しています。近年は本市から全国大会に出場する選手も出てきており、活躍が期待されます。

障害のある方の中には、スポーツだけではなく、絵画や手工芸品の製作などで高い技能を持つ方もおり、そのような才能ある方の活動を紹介する機会の拡大が必要です。

障害のある方の生活の質を向上させるためには、スポーツや芸術文化活動のほかにも、福祉サービス以外の余暇を楽しむ時間をつくることが重要です。今後、障害のある方が自由に余暇活動を行える場所や機会が増えるような取り組みが必要です。

【今後の方針】

施策 28 スポーツ活動の充実

- ・市心身障害者（児）スポーツ大会を開催します。
- ・障害者スポーツやレクリエーション競技の普及啓発に努めます。

施策 29 芸術文化活動の充実

- ・障害がある方が製作した作品を発表する機会の充実を図ります。

施策 30 余暇活動の充実

- ・余暇を楽しむ機会の充実を図ります。
- ・余暇活動を支援するボランティアの養成を検討します。

第5章 実施計画

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

【2018年度～2020年度（2019年3月改訂版）】

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の目標

（1）地域生活移行の目標

①入所施設より地域生活への移行

本市の現状では、障害のある方や家族の高齢化、障害の重度化などによる入所施設へのニーズは、一定数の需要があります。

市は、職員による障害支援区分認定調査や相談支援専門員が本人の意向に沿って作成する支援計画などにより、本人やその家族の要望、障害の状況などを十分に把握しながら利用者の選択を尊重した支援を行います。

また、障害のある方が自らの選択により、希望する場所で心身ともに豊かな生活を営めるよう、地域での自立を希望する方については入所施設からグループホームなど地域生活への移行を支援します。

②精神科病院から地域生活への移行

茨城県の調査によれば、本市に居住地があり、1年以上精神科病院へ入院している方は平成28年10月1日現在123人で、退院後の生活の場の確保や社会生活訓練等により今後退院が可能になる方は27人となっています。

○長期入院中の精神障害者と今後退院可能と見込まれる者の数

患者の状況	平成26年	平成28年
1年以上精神科病院へ入院している方	129人	123人
上記のうち退院後の生活の場の確保や社会生活訓練等により今後退院が可能になる方	41人	27人

平成26年の調査時に比べて長期入院者の人数は減少しています。市では引き続きこれの方が地域生活へ円滑に移行できるよう、地域移行や地域定着、自立生活援助などのサービス提供事業所と連携を図ってまいります。

③地域における関係機関の見守りと支援

地域生活に移行した方が安心して暮らすためには、地域の関係機関による見守りや支援が必要です。

本市では、事業所合同研修会の開催などを通じて、関係機関同士が気軽に連絡を取りあうことのできる関係づくりを支援します。また、市民が障害のある方への理解を深めることは、地域生活を維持する上で大きな力となりますので、地域共生社会の実現に向けて障害のある方に対する市民の理解促進を図ります。

(2) 就労支援の目標

①就労に向けた支援体制

市は、就労支援事業所や茨城県障害者就業・生活支援センターなどの機関と連携を図りながら、就労を希望する障害のある方を支援します。また、市内の特別支援学校における進路相談会において、卒業後に利用できるサービスや近隣事業所の情報などを提供します。

②工賃収入増加に向けた市の取組み

市は、障害者優先調達法に基づき毎年度策定する調達計画に沿って、市内就労支援事業所からの物品や役務を積極的に調達しています。

また、市内就労支援事業所が任意で加入して活動している「ひたちなか市福祉の店連絡協議会」の運営協議に参画し、市庁舎や公共施設、各種イベント行事などにおいて障害のある方が製作した物品を販売する機会の確保に努めます。

さらに、市民が気軽に商品を購入できるよう、商品紹介や提供できる役務の内容などの啓発に努めます。

(3) 障害児支援の目標

本市では、保健・福祉・教育の連携により発達相談支援事業（みんなのみらい支援室）を実施しています。みんなのみらい支援室では、保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談や保護者からの個別相談、ペアレントトレーニングやソーシャルスキルトレーニング、発達支援出前講座などの各種教室の開催により発達障害の早期発見と支援者のスキルアップを目指します。

また、市が運営する「心身障害児療育訓練センター」では、心身の発達に心配のある児童と保護者に対し、日常生活動作の獲得や集団生活への適応訓練、相談などを行う通所訓練を総合的に提供します。

また、発達に不安のある児童が就学後も安心して地域生活を送ることができるよう、障害児通所支援事業所や相談支援専門員と連携しながら支援します。

これらの取り組みにより、発達の段階に応じた切れ目ない支援とそれを支える地域のネットワークづくりに努めます。

2 障害福祉サービス・障害児通所支援サービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法による福祉サービスを利用できる方は、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある方（児童）及び難病患者・小児慢性特定疾病児童です。

サービスの体系は、障害のある方（児童）に対し個別に行う「自立支援給付」及び「児童通所支援」と市町村が実施する「地域生活支援事業」、市町村が独自に行うその他の事業で構成されます。

ひたちなか市におけるサービスの体系

自立支援給付（障害者総合支援法）

- 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）
- 補装具費給付
- 地域相談支援
- 高額障害福祉サービス費助成
- 自立支援医療給付
- 計画相談支援
- 特定障害者特別給付費

地域生活支援事業（障害者総合支援法）

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具の給付
- 地域活動支援センター機能強化
- 移動支援事業
- 訪問入浴サービス
- 手話奉仕員等養成研修事業
- 日中一時支援事業
- 障害者更生訓練費の支給
- 自動車運転装置改造費の助成
- 自動車運転免許取得費用の助成
- 障害者理解促進事業

障害児支援（児童福祉法）

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援

その他の事業

- 発達相談支援事業（みんなのみらい支援室）
 - 通院通所交通費助成
 - 難病患者見舞金の支給
 - 各種手当の支給
- など

3 第4期計画期間中のサービス提供実績

(1) 暮らしの支援

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
移動支援	人/月	61	55	63	55	66	55	60
	時間/月	3,122	2,600	3,324	2,600	3,305	2,600	3,080
意思疎通支援	人/月	58	66	58	70	60	74	64
	件/年	353	416	338	441	427	466	373
日常生活用具の給付	件/年	2,811	2,900	2,923	3,000	3,221	3,110	3,223
日中一時支援	人/月	291	250	298	260	297	270	348
	件/年	7,272	7,550	9,217	7,852	12,068	8,150	13,755
訪問入浴サービス	人/月	12	11	13	11	13	11	12
	件/年	851	840	975	840	946	840	920

(2) 暮らしの場の確保

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
グループホームの確保	箇所	8	6	11	7	13	8	14

(3) 生活自立支援

給付の種類		年度	H26	H27		H28		H29	
		単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立訓練	機能訓練	人/月	3	1	3	1	2	1	1
		人日/月	24	22	38	22	10	22	6
	生活訓練	人/月	57	43	64	43	55	43	36
		人日/月	674	700	697	700	424	700	304
補装具費の支給		件/年	447	370	436	370	419	370	374
自立支援医療	更生医療	人/月	41	40	34	40	33	40	34
	育成医療	人/月	24	40	29	40	27	40	17
	精神通院	人/月	1,932	1,900	2,027	1,900	2,156	1,900	2,251

(4) 就労自立支援

事業の種類	平成27年度から29年度の実績内容
障害福祉サービスの利用促進	市内においては、障害福祉サービス事業所11か所、障害児通所支援事業所10か所が開設されました。
支援施設の地域資源活用	民間サービス事業者の参入を促進するため、参入希望者への助言や地域の現状に関する情報提供を行いました。

(5) 支援施設の充実

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
就労移行支援	人/月	101	81	126	90	129	99	136
	人日/月	1,168	1,431	1,388	1,590	1,375	1,749	1,487
就労継続支援A型	人/月	15	15	25	16	55	17	82
	人日/月	247	321	272	342	653	364	1,085
就労継続支援B型	人/月	156	147	183	163	195	178	215
	人日/月	2,390	2,637	2,617	2,928	3,037	3,195	3,334

(6) 在宅ケア、通所サービスの充実

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	人/月	142	133	145	142	153	151	161
	時間/月	1,948	2,108	1,938	2,241	2,021	2,383	2,091
重度訪問介護	人/月	7	6	6	6	6	6	6
	時間/月	2,266	2,280	1,964	2,280	2,528	2,280	2,548
同行援護	人/月	2	4	3	7	5	10	6
	時間/月	12	36	48	63	65	90	70
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1	1
	時間/月	8	8	11	8	12	8	9
児童発達支援	人/月	60	59	65	68	69	78	69
	人日/月	410	549	387	633	514	726	504
放課後等 デイサービス	人/月	180	199	203	229	238	264	257
	人日/月	1,691	2,263	2,000	2,604	2,440	3,001	2,820
短期入所 (福祉型)	人/月	86	30	93	31	118	31	121
	人日/月	255	209	303	214	458	214	467
短期入所 (医療型)	人/月	7	1	8	1	10	1	6
	人日/月	7	5	8	5	6	5	4

(7) 支援施設の日中活動支援の充実

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
療養介護	人/月	18	17	18	17	18	17	17
	人日/月	547	520	547	520	547	520	520
生活介護	人/月	269	255	300	255	326	255	327
	人日/月	4,977	5,242	5,489	5,242	5,854	5,242	6,065

(8) 住まいの場のサービスの充実

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
共同生活援助	人/月	100	103	129	112	127	122	140
施設入所支援	人/月	177	173	179	172	174	171	173

(9) ケアプランの充実

給付の種類	年度	H26	H27		H28		H29	
	単位	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
計画相談支援	人/年	622	814	768	850	787	888	829
地域移行支援	人/月	1	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	4	5	5	6	6	7	6
障害児相談支援	人/年	243	258	295	297	317	342	332

(10) 相談支援の充実・強化

項目	平成27年度から29年度の取組内容
相談支援事業所の設置	委託相談支援事業所による相談支援を実施するとともに、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、サービス利用の支援を行いました。
地域活動支援センターの設置	創作的活動や地域との交流促進、相談事業を通じて社会参加に向けた支援を行いました。

(11) 公正な給付決定とサービスの確保

項目	平成27年度から29年度の実施内容
障害者自立支援委員会の運営	関係機関や各団体による協議を行いました。
サービス利用者の権利擁護	相談支援事業の機能強化事業として、市内事業所のスキルアップのための合同研修会や権利擁護学習会などを開催しました。また、市窓口における虐待や差別に関する相談や、身寄りがない方の成年後見市長申立て費用の予算確保により障害のある方の権利擁護を図りました。

単位について

「人/月」：1月当たりの平均利用人数

「時間/月」：月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用時間数

「人日/月」：月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

4 第5期計画期間中のサービス見込量

(1) 自主活動の推進

- 手話奉仕員等養成研修事業

内容	聴覚や音声・言語機能などの障害がある方に対し、簡易的な手話や要約筆記を用いて意思疎通の援助を行う手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成研修を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
受講者数	20 人/年	30 人/年	40 人/年

- 相談員活動の充実

内容	当事者としての経験を持つ障害者相談員による個別相談会を実施します。
----	-----------------------------------

(2) 理解啓発の推進

- 障害者理解促進事業

内容	障害のある方への理解を広めるため、市内の小学校、中学校、高校を対象に出前授業を行います。また、市民の方を対象に障害理解のための出前講座を実施します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
市民向け講座受講者数	15 人/年	20 人/年	25 人/年

(3) 差別解消と権利擁護の推進

- 権利擁護学習会の開催

内容	市民と事業所職員向け権利擁護学習会を開催します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
開催回数	2 回/年	2 回/年	2 回/年

(4) 障害児支援の充実

・児童発達支援

内容	個別療育，集団療育の必要性が認められる障害のある未就学の児童に対し，日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練などを実施します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	78 人/月	83 人/月	88 人/月
	753 人日/月	828 人日/月	903 人日/月

・放課後等デイサービス

内容	個別療育，集団療育の必要性が認められる障害のある就学児に対し，日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練などを実施します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	308 人/月	338 人/月	368 人/月
	3,576 人日/月	4,176 人日/月	4,776 人日/月

・保育所等訪問支援

内容	支援員が保育所，幼稚園，小学校，特別支援学校その他障害児が集団生活を営む施設を訪問し，障害児や保育者等に対して集団生活適応のための専門的支援を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	1 人日/月	1 人日/月	1 人日/月

・居宅訪問型児童発達支援

内容	外出が著しく困難な重度障害児の自宅を支援員が訪問し，日常生活における基本的な動作や知識技能の付与などの支援を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	8 人日/月	8 人日/月	8 人日/月

・障害児相談支援

内容	障害児通所支援の利用にあたり、相談支援専門員が障害のある方の心身の状況、置かれている環境、サービス利用に関する保護者の意向その他の事情を勘案した障害児支援利用計画を作成するとともに、継続的な検証（モニタリング）と必要な見直しを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	368 人	401 人	437 人

・心身障害児療育訓練センター

内容	<p>心身の発達に心配のある児童に対し、親子通所による療育訓練及び保育相談を行い、児童の発達に関する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野蒜（のびる）教室 重度の心身障害を持つ児童が通所して身体機能等の維持・向上のための療育訓練を受ける教室です。 ・かなりや教室 言語や発達に心配のある児童が通所して集団生活や日常生活を円滑に進めるための療育訓練を受ける教室です。
----	---

・発達相談支援事業

内容	<p>「みんなのみらい支援室」を拠点として、福祉と保健、教育の各分野が連携しながら支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談 相談員が保育所や幼稚園、学校等を計画的に訪問して日常生活の様子を観察し、保育士や教諭等に対し児童・生徒の特性を考慮した適切な支援方法や児童・生徒・保護者とのコミュニケーションに関する助言などを行います。 ・個別相談 児童・生徒やその保護者、教職員等からの相談を受けるとともに、家庭や学校での具体的な対応方法を助言します。 ・各種講座の開催 社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング教室や保護者向けのペアレントトレーニング、支援者向けのスキルアップ講習会などを開催します。また、発達障害についての理解を深める出前講座を開催します。
----	--

(5) 情報提供と相談の充実

・相談支援事業

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 障害のある方の生活全般に関する総合的な相談、情報の提供及び利用援助を実施します。・ 障害のある方の権利擁護のために必要な援助を実施します。・ 権利擁護に関する研修事業や特定相談支援事業所及び市内事業所の連携強化のため必要な研修等を行います。
----	--

・地域活動支援センター

内容	<p>創作的活動または生産活動を行う場を提供し、社会との交流を促進します。また、相談員が常駐し生活全般に関する総合的な相談、情報の提供及び権利擁護のために必要な援助を実施します。</p> <p>≪市補助事業所≫</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域活動支援センターふわり・ 地域活動支援センターKUINA
----	---

・障害福祉サービスに関する情報提供

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 障害のある方が自らの意思でサービスを選択して利用できるように、障害特性に応じた適切な方法で情報を提供します。・ 障害福祉サービスを必要とする方からの相談に対応するため、地域で活動する民生委員・児童委員や障害者相談員と障害福祉サービス事業所の交流促進を図ります。・ 障害のある方のサービス利用手続きがスムーズに行えるよう、必要に応じ訪問による認定調査や手続きの案内などに努めます。
----	---

・地域生活支援拠点

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 地域生活の体験の場、緊急的な受け入れ体制、相談機能などを備えた「地域生活支援拠点」のあり方について検討します。
----	---

(6) 福祉サービスの充実

・日常生活用具の給付

内容	日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台や入浴補助用具、視覚障害者用拡大読書器、ストーマ用装具などの日常生活用具を給付します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	3,543 件/年	3,897 件/年	4,286 件/年

・訪問入浴サービス

内容	歩行が困難で、家庭において単身で入浴できない重度障害のある方に対し、移動浴槽車を派遣して入浴サービスを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	13 人/月	13 人/月	13 人/月
	960 件/年	960 件/年	960 件/年

・日中一時支援事業

内容	日中に介護者が不在になった際、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、介護や日中活動の場を提供します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	298 人/月	301 人/月	304 人/月
	12,188 件/年	12,308 件/年	12,428 件/年

・意思疎通支援事業

内容	聴覚、音声・言語機能など意思疎通を図ることに障害がある方に対し手話通訳や要約筆記を行う意思疎通支援者を派遣し、日常生活における意思疎通を支援します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	62 人/月	63 人/月	64 人/月
	583 件/年	628 件/年	673 件/年

・補装具費の支給

内容	義肢・義足や車椅子，補聴器などの補装具を必要とする身体障害のある方に対し，補装具費として購入費用または修理費用の一部を助成します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	427 件／年	448 件／年	470 件／年

・自立支援医療

内容	障害を軽減・除去するため，医療機関・薬局の自己負担分を原則1割に軽減する助成を行います。身体に障害のある方を対象とした「更生医療」，障害のある児童を対象にした「育成医療」，精神疾患のため通院している方を対象にした「精神通院」の3種類があります。			
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）	
見込量	更生医療	33 人／年	34 人／年	35 人／年
	育成医療	28 人／年	29 人／年	30 人／年
	精神通院	2,285 人／年	2,422 人／年	2,567 人／年

・自立訓練（機能訓練）

内容	身体機能や生活能力の維持・向上のため，身体障害や難病患者等に理学療法，作業療法その他のリハビリテーション，生活等に関する相談などを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	2 人／月	3 人／月	4 人／月
	24 人日／月	36 人日／月	48 人日／月

・自立訓練（生活訓練）

内容	生活能力の維持・向上のため、知的障害・精神障害のある方に入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や相談などをを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	60 人/月	62 人/月	65 人/月
	635 人日/月	672 人日/月	714 人日/月

・居宅介護

内容	障害のある方の自宅をヘルパーが訪問し、食事、入浴または排せつなどの日常生活上の介護を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	168 人/月	176 人/月	184 人/月
	2,101 時間/月	2,185 時間/月	2,272 時間/月

・重度訪問介護

内容	在宅で重度の身体障害又は知的障害もしくは精神障害のため常時介護を要する障害のある方の自宅をヘルパーが訪問し、食事、入浴または排せつなどの介護を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	6 人/月	6 人/月	6 人/月
	3,235 時間/月	3,425 時間/月	3,582 時間/月

・短期入所

内容	冠婚葬祭や入院など一時的に介護する者がいない障害のある方に対し、短期間、入所施設において宿泊を伴う食事や入浴、排せつなどの支援を行います。			
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）	
見込量	福祉型	121 人/月	137 人/年	155 人/年
		708 人日/月	822 人日/月	930 人日/月
	医療型	7 人/月	8 人/月	9 人/月
		28 人日/月	48 人日/月	88 人日/月

• 療養介護

内容	重度障害をもつ方に対し、病院その他の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の援助を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	18 人/月	18 人/月	18 人/月
	547 人日/月	547 人日/月	547 人日/月

• 生活介護

内容	支援施設において、食事、入浴または排せつなどの介護や日常生活上の支援、創作的活動の機会を提供します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	352 人/月	380 人/月	427 人/月
	6,205 人日/月	6,577 人日/月	6,971 人日/月

• 計画相談支援

内容	障害福祉サービスの利用にあたり、相談支援専門員が障害のある方の心身の状況、置かれている環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘察したサービス等利用計画を作成するとともに、継続的な検証（モニタリング）と必要な見直しを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	979 人	989 人	999 人

(7) 就労支援の充実

・就労移行支援

内容	一般企業への就労を希望する障害のある方に対し、通所による生産活動の機会提供などを行い、就労に必要な知識や能力向上のために必要な支援を提供します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	133 人/月	135 人/月	137 人/月
	1,388 人日/月	1,415 人日/月	1,443 人日/月

・就労継続支援（A型）

内容	一般企業への就労を希望する障害のある方に対し、通所による就労や生産活動の機会提供などを行い、雇用契約を結び一定の賃金水準に基づく継続した支援を提供します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	55 人/月	57 人/月	59 人/月
	653 人日/月	696 人日/月	721 人日/月

・就労継続支援（B型）

内容	就労の機会を通じて、生産活動に関わる知識及び能力の向上が期待される障害のある方に対し、雇用契約を結ばずに通所による就労や生産活動の機会の提供を通じて継続した支援を提供します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	208 人/月	218 人/月	231 人/月
	3,522 人日/月	4,085 人日/月	4,738 人日/月

・就労定着支援

内容	就労の機会を通じて、生産活動に関わる知識及び能力の向上が期待される障害のある方に対し、雇用契約を結ばずに通所による就労や生産活動の機会の提供を通じて継続した支援を提供します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	13 人/月	17 人/月	23 人/月
	312 人日/月	386 人日/月	425 人日/月

(8) 地域交流の推進

- 地域福祉活動の推進

内容	障害のある方を支援するボランティアの育成や障害のある方も参加できる地域福祉活動の充実を図ります。
----	--

(9) 災害時の支援の充実

- 災害時緊急連絡網の整備

内容	災害時における市と事業所の連絡を円滑にするため、情報伝達のルールや緊急時の連絡手段について意見交換を行います。
----	---

- 障害福祉事業所合同避難訓練の実施

内容	災害時における市と事業所の対応を確認するため、避難訓練を実施します。
----	------------------------------------

- 避難行動要支援者支援制度の周知

内容	災害時に単独では避難困難な方があらかじめ要支援者として名簿登録を行う制度について周知を図ります。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	実施	実施	実施

- 災害時に備えたストーマ用装具の預かり保管の実施

内容	災害時に自宅に戻れないおそれがあるストーマ用装具装用者が自ら準備した装具及びケア用品を市役所で保管し、災害が起きた場合に本人にお渡しします。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	実施	実施	実施

(10) 居住の確保と生活環境の充実

・共同生活援助（グループホーム）

内容	共同生活を営む住居で、主として夜間において、相談や食事提供等の支援、又は入浴・排せつの介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	15 か所	16 か所	19 か所
	135 人	140 人	142 人

・施設入所支援

内容	施設で生活する障害のある方に、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	173 人	172 人	171 人

・自立生活援助

内容	施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者に対し、一定期間定期的な訪問や随時の相談などを行う必要な助言や調整を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	1 人/月	3 人/月	5 人/月

・地域移行支援

内容	精神科病院に入院している精神障害のある方又は障害者支援施設等に入所している障害のある方が地域での生活に移行するための支援を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	1 人	2 人	3 人

・地域定着支援

内容	地域で単身生活をする障害のある方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時などにおける相談や一時的な訪問支援などを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	7 人	7 人	7 人

(11) 外出支援の充実

・移動支援事業

内容	障害により屋外での移動が困難な方に対し、買い物や余暇活動など社会参加のための外出に伴う移動を支援します。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	70 人/月	72 人/月	74 人/月
	3,314 時間/月	3,512 時間/月	3,722 時間/月

・同行援護

内容	視覚障害者の外出時における移動や文書の代筆・代読等の視覚情報の支援など移動に伴う援護を行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	8 人/月	9 人/月	10 人/月
	87 時間/月	92 時間/月	99 時間/月

・行動援護

内容	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護を要する方に、必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。		
	平成30年度（2018年）	平成31年度（2019年）	平成32年度（2020年）
見込量	1 人/月	2 人/月	3 人/月
	15 時間/月	30 時間/月	60 時間/月

(12) スポーツ・芸術文化・余暇活動の充実

・スポーツ活動の充実

内容	市心身障害者（児）スポーツ大会や県障害者スポーツ大会など障害のある方がスポーツに親しむ機会を提供します。
----	--

・芸術文化活動の充実

内容	ナイスハートふれあいフェスティバルや文化展など障害のある方の出展に関する情報提供を行います。
----	--

・余暇活動の充実

内容	障害のある方の余暇活動を支援するボランティアやサークルなどの情報提供に努めます。
----	--

単位について

「人/月」：1月当たりの平均利用人数

「時間/月」：月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用時間数

「人日/月」：月間の平均利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

5 見込量確保のための方策

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

医療の進歩により、病院での治療を終えた方が住み慣れた地域での在宅生活を望む障害のある方はこれからますます増加することが見込まれます。今後は、在宅で暮らす障害のある方の家族の高齢化や本人の加齢に伴い、地域での生活を支える訪問系サービスの充実が求められます。そのため、居宅介護や重度訪問介護を提供する事業所を中心として、市や相談支援事業所、訪問看護など様々な機関が相互に協力しながら障害のある方の地域生活を支援します。

また、高齢化する親と同居する障害のある方など、介護や高齢福祉など制度の枠組みをまたぐ利用者も増加が見込まれますので、他制度との整合性を保ちながら柔軟に支援します。

②日中活動系サービス

障害のある方がそれぞれの個性を發揮しながら充実した生活を送るためには、社会とのつながりの中で日中活動を過ごせる場所が必要です。

本市においては、近年、就労系の事業所は増えてきましたが、機能訓練や短期入所など市内だけでは十分に提供できないサービスもあります。

市は、利用希望者に対し近隣の事業所情報などを提供するとともに、より身近な地域でサービスを受けられるように機能訓練事業所や短期入所事業所など不足しているサービスの参入促進に努めます。

また、障害のある方の就労支援については、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら就労促進及び定着に向けた取組を進めます。

さらに、障害のある方が製造した製品の販売促進に向けて、市の行事への物販参加や共同受注、製品PRなどを行うことで広く製品を知ってもらい、幅広い方からの受注拡大を図り、工賃アップを支援します。

③居住系サービス

居住系サービスでは、地域での自立生活を希望する障害のある方がさまざまな選択肢を選べるように、グループホームや入所施設の情報を提供します。

また、障害のある方が地域での生活を送るための場として、グループホームの需要は今後も増加するものと考えられます。そのため、グループホームの開設相談については、市内の現状を説明しながら適切な事業者の参入促進に努めます。

(2) 相談支援

①相談支援

相談支援では、相談支援事業所、地域活動支援センター及び障害者相談員を設置し、障害のある方やその家族などからのサービス利用や生活全般についての相談支援、権利擁護の支援などを行います。

市と相談機関は、複合的なニーズや困難事例への対応など個別では解決困難な課題について情報を共有しながら解決に努めます。

また、市内の相談支援事業所の連携を図るとともに、相談技術向上のための研修会などの実施に努めます。

②権利擁護

権利擁護の支援については、「茨城県央地域定住自立圏協定」における県央地域成年後見支援事業に取り組むとともに、障害のある方や家族の持つ将来への不安を軽減するため、社会福祉協議会など関係機関と協力しながら相談に応じます。

(3) 発達障害支援

①みんなのみらい支援室

市は、「みんなのみらい支援室」を設置して発達に関する相談や地域支援の拠点としています。みんなのみらい支援室では、相談員が保育所や小学校・中学校などを計画的に訪問して保育士や教諭に助言する巡回相談や保護者を対象とした発達支援出前講座などを行います。そのほか、保護者の不安に直接対応する個別相談や児童を対象としたソーシャルスキルトレーニング（SST教室）などを行い、障害児の支援向上に努めます。これらの取組を継続しながら、今後さらに、支援内容の充実と保健・福祉・教育の各分野における連携強化を進めます。

②障害児通所支援事業

児童発達支援と放課後等デイサービスについては、近年、事業所の数が急増しており、利用者の選択肢が広がっています。

現状では、支援の経験が豊富な事業所と経験が浅い事業所が混在しながら、それぞれ特色を持った支援を行っています。利用者がどの事業所を選んでも受けられる支援の質が均一となるように、事業所職員に対する研修会の開催など事業所間の交流を深める機会を通じて地域の支援力の向上を図ります。

③療育訓練センター

市が運営している「心身障害児療育訓練センター」では、早期療育を必要とする児童に対して個別課題に沿った教室を開催しています。集団生活に向けた児童の課

題や保護者の不安解消のため適切に支援できる体制整備を進めるとともに、保育所や幼稚園など地域の機関が障害児を受け入れやすい環境づくりに努めます。

さらに、成人期における発達障害者の支援については、適切な支援を受けながら安定した社会生活が送れるよう相談の充実を図ります。

なお、市内では重度心身障害児を主たる対象として医療的ケアを行う事業所が既に開設されていますが、より一層の充実が求められており、参入希望事業所があれば積極的に相談に応じます。

(4) 地域生活支援事業

①移動の支援

移動支援事業は、単独での移動が困難な方が自由に外出するために欠かせないサービスです。市では現在、単独支援型による事業を行っていますが、障害のある方の社会参加を促進するため、他の制度との整合性や公平性などを考慮しながら、より使いやすい制度となるよう検討します。

②意思疎通の支援

意思疎通支援事業は、聴覚障害者の地域生活を支える基盤サービスです。市は、聴覚障害者が必要な時に手話通訳者・要約筆記者を利用できるよう円滑な派遣に努めます。

また、意思疎通支援のサービスを円滑に提供するためには、専門的な人材の継続的な確保が特に重要です。手話奉仕員等養成研修事業により市民向け講座を開催して市内で活動できる人材の育成を進めます。

③用具の給付

日常生活用具給付事業は、用具に関する製品情報、提供業者の最新情報の提供、福祉・医療関連製品などの情報入手及び情報提供を行い、対象品目の充実に努めます。

④地域活動支援センター

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、日中の生活の場の提供や日常生活の相談を通じて、障害のある方の社会復帰を支援する重要な役割を担っています。市は、障害のある方が家庭や事業所以外の場所に安心して通うことができるように引き続き運営支援を行います。

第6章 計画の推進

1 中立・公正な制度運営

(1) 支給決定プロセスの透明化

障害福祉サービス費の支給決定は、介護給付を希望する場合、相談、申請、聞き取り調査、障害支援区分の1次判定、障害者介護給付等審査会における2次判定を経て障害支援区分を認定した上で、支給決定します。なお、訓練などの給付を希望する場合は障害支援区分の認定は行わず、日常生活動作等の聞き取り調査、個別支援計画及びサービス等利用計画の作成などを経て支給決定します。

障害支援区分の認定にあたっては、個々の障害の特性を踏まえ、調査員・判定者の主観に左右されないこと、判定プロセス及び判定についての考慮事項が明確であることなどに留意しながら、支給決定のプロセスの透明化を図っていきます。

(2) 障害支援区分認定の適正化

障害支援区分の認定が中立・公正に行われるためには、認定調査員による聞き取り調査と障害者介護給付等審査会における障害支援区分の判定が適切に行われる必要があります。そのため、認定調査員及び審査会委員は、県が実施する研修会に積極的に参加して必要な知識と技能の習得に努めます。

(3) サービス利用に関する不服申出と利用者の権利擁護

審査判定の結果に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、茨城県障害者介護給付等不服審査会に申出ることができます。また、認定結果についての疑問については、市が説明します。

障害福祉サービスなどの全般に関する苦情は、各事業者に設置された苦情受付窓口に出ることが出来ます。また、茨城県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申出ることが出来ます。

なお、サービスの利用契約や日常生活上の金銭管理など判断能力に不安のある方に対しては、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や書類などの預かりを行う日常生活自立支援事業の活用を案内します。また、障害のある方が契約などの法律行為をする際、損害を受けないよう本人の権利を守る成年後見制度の普及啓発により、利用者の権利擁護を図ります。

2 地域のネットワークづくり

(1) サービス等利用計画・障害児通所支援計画の作成

サービス等利用計画・障害児通所支援計画は、サービス利用者の障害の状況や生活環境などに基づく本人の意向など、サービスの支給量決定に際して市が勘案すべき内容をまとめた支援計画を本人・保護者との面談を踏まえつつ相談支援専門員が作成するものです。

サービス等利用計画は、障害福祉サービスに限定せず、保健・医療、教育、就労、家族などからの支援などを含めた生活設計を作成し、利用者に提供します。

サービス等利用計画を作成する市指定の特定相談事業者は、生活全般の相談、情報提供、サービス担当者会議の開催、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリングなどの支援を行います。

利用者本位のサービス提供と質的確保を図るため、現在はサービス利用者全員にこの計画が作成されています。なお、本人が希望する場合には、自ら計画を立てるセルフプランも認められています。

利用者のニーズや課題を的確にとらえ支援計画に反映するため、相談支援専門員のスキルアップが求められます。

(2) 障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援協議会は、障害者の相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

協議会では、障害のある方の福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平の確保や地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた支援などの役割を有しており、必要に応じて専門部会などを設置し、障害福祉施策の円滑な推進のための中核的役割を担います。

ひたちなか市障害者自立支援協議会の主な役割

- ・ 障害者プラン及び障害福祉計画の策定に係る意見を具申すること
- ・ 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性を確保すること
- ・ 困難事例への対応のあり方について検討すること
- ・ 地域の関係機関による支援体制の構築について協議すること
- ・ 上記のほか、障害のある方の福祉向上のため必要な事項を協議すること

(3) 団体活動の推進と連携強化

①障害者団体の活性化

本市の障害者団体は、いずれも高齢化が進んでおり、会員減少が課題となっています。当事者の方の意見を尊重し、公平性・中立性を保ちながら市の施策に反映することは極めて重要です。

市民と行政との協働の理念に基づき、市と団体の連携を図り、持続的な団体運営の方法など先進事例の情報収集を行いながら団体の活性化について共に考え、支援します。

②ボランティア活動の推進

地域の人々が障害のある方への正しい理解を深めるためには、地域と障害のある方の交流機会を創出することが重要です。

市は、障害者団体、福祉ボランティア団体、高齢者団体など、各種の障害福祉関連団体などの相互の交流を通じて、地域の自立支援ネットワークづくりを推進します。

また、障害のある方が地域において安心した暮らしができ、地域の人々とともに暮らす環境づくりを推進するためには、ボランティアの協力がますます重要となってくるものと考えられます。このため、福祉ボランティア団体の育成やボランティア活動の市民への周知などを推進します。

さらに、障害のある方への差別や偏見の解消に向けて、障害者理解促進事業による講座開催を通じて理解者を増やししながら支援の輪を広げていきます。

③自立支援協議会専門部会の活用

障害福祉分野の課題は多岐にわたり、身体・知的・精神・難病の区分のほか、相談支援や就労、障害児支援などそれぞれの分野ごとに必要とされる施策は異なります。

現在、市では「相談支援事業所連絡会」「福祉の店連絡協議会」など分野ごとに定期的な会合を重ねており、事業所間の情報共有や連携に努めていますが、今後、市内事業所の更なる連携強化を進めるため、自立支援協議会専門部会の活用による支援体制の充実を図る必要があります。

しかし、部会が効果的に機能するためには、各分野における解決すべき課題について、地域で日常的に支援を行っている事業所やボランティアの方々の自発的かつ継続的な参画が不可欠です。開催することだけが目的になることのないよう、その形態については柔軟に考えながら検討を進めていきます。

3 計画推進の担い手と役割

(1) 市民の役割

本計画は、子どもから大人まで障害の有無に関わらず誰もが地域社会の一員として認められ、共に支え合い、関わり合いながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

障害のある方が社会活動や経済活動へ積極的に参加する努力に対し、地域の人々があたたかく見守りながら協力し、障害があっても自分の力を発揮して自分らしく生きることを認めることが地域社会の自然の姿です。

障害のある方への理解を深めるには、障害のある方の存在を知り、日常的に身近な交流の機会を持つことが大切であり、様々な地域福祉活動への参加を通じて福祉意識を高めることが望まれます。また、福祉学習を推進し、障害のある方とのふれあいを通じて、思いやりや支え合いの気持ちを育むことが大切です。

共に暮らす地域社会づくりのために、全ての市民が障害の有無を超え、地域活動への積極的な参加を促進することが、本計画を円滑に推進するうえで大きな力になると期待されます。

(2) 行政、関連団体の役割

本計画を推進するため、市の福祉部を中心に各部局との連携を図り、計画の推進と進行管理を行います。

計画の推進にあたっては、市だけではなく、茨城県、障害者団体、福祉関連団体、民生委員・児童委員協議会、医療機関、民間事業者、NPO法人、地域団体など障害福祉分野をはじめ様々な関連機関・団体などの連携を図ります。

(3) サービス提供事業者の役割

サービス提供事業者は、障害のある方の最善の利益を考え、個別支援計画に基づき適切な支援を行うとともに、各種実務研修会等への積極的な参加を図り、サービスの質的向上に努めます。

また、支援にあたっては、職員の精神的な負担軽減にも十分配慮しながら、日々の支援の積み重ねによって障害のある方との信頼関係を構築していくことが大切です。さらに、それぞれの事業者が利用者の立場に立って責任を持ち適切にサービスを提供するとともに、相談支援専門員や他の事業所と連携しながら、つながりを持ったサービスの提供に努めます。

4 計画の進行管理と市民への周知

(1) 計画の進行管理

市は、障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画に掲げた事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の見直しを行います。

(2) 計画の周知

本計画の内容については、市報やホームページなどにより、市民に対し目的や具体的事業の内容が理解されるよう周知に努めます。

資料編

ひたちなか市障害者自立支援協議会設置要綱（平成 20 年告示第 85 号）

（設置）

第 1 条 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、ひたちなか市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障害者プラン及び障害福祉計画の策定に係る意見具申に関すること。
- (2) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関による支援体制の構築に関すること。
- (5) その他障害者の福祉向上のため必要となる事項

（組織）

第 3 条 協議会の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 障害者支援団体関係者
- (3) 福祉施設関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 茨城県職員（障害福祉関係職員）
- (7) 社会福祉協議会関係者
- (8) その他障害福祉に関係する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉事務所障害福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(ひたちなか市障害者プラン策定委員会設置要綱の廃止)

2 ひたちなか市障害者プラン策定委員会設置要綱(平成15年告示第91号)は、廃止する。

(ひたちなか市障害福祉計画推進会議設置要綱の廃止)

3 ひたちなか市障害福祉計画推進会議設置要綱(平成18年告示第67号)は、廃止する。

付 則(平成21年告示第43号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年告示第74号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年告示第43号)抄

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

ひたちなか市障害者自立支援協議会委員名簿

任期：平成29年8月3日～平成32年3月31日

氏名	所属団体名	所属団体での役職名	備考
鬼澤 徳一	ひたちなか市身体障害者福祉協会	会長	
遊佐 実	ひたちなか市聴覚障害者協会	会長	
皆川 嘉彦	ひたちなか市視覚障害者福祉協会	会長	
石津 守代	ひたちなか市障害児者育成会	副会長	
高橋 光三	ひたちなか地域家族会	副会長	
會澤 勇	社会福祉法人はまぎくの会	理事長	
椋田 美紀子	特定非営利活動法人 生活支援ネットワークこもれび	副理事長	
鹿志村 浩史	社会福祉法人オクスウェルフェア 障害者支援施設オクスヴィレッチ	施設長	
二宮 仁	社会福祉法人北養会 就労支援センター北勝園みなと館	施設長	
岡野 益寿美	社会福祉法人勇成会 障がい者サポートセンターなの花	施設長	
須田 祥子	株式会社福蔵 FUKURA 放課後等デイサービスふくら夢	理事長	
柳澤 宏実	社団法人ひたちなか市医師会	医師	会長
黒江 悦子	茨城県ひたちなか保健所	健康指導課長	
寺山 聡	ひたちなか市社会福祉協議会	地域福祉課長	
鬼澤 寛子	ひたちなか市ボランティア連絡協議会	副会長	
浅野 悦子	ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会	障害福祉専門部会長	
高田 晃一	ひたちなか市	福祉部長	

(※順不同, 敬称略)

ひたちなか市障害者プラン第3期計画
平成31年3月発行
編集・発行 ひたちなか市障害福祉課
〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
TEL 029 (273) 0111 (代表)